

「在ジュネーブ国際機関日本政府代表部より人権委員会事務局に宛てた口上書（現代的形態の人種主義、人種差別、外国人嫌悪および関連の不寛容に関する特別報告者、ドゥドゥ・ディエン氏の報告書に関するコメント）」に対するコメント

段落別対照表

作成：人種差別撤廃 NGO ネットワーク
2007年2月26日

連絡先：反差別国際運動日本委員会（IMADR-JC）

〒106-0032 港区六本木 3-5-11 Tel: 03-3568-7709 Fax: 03-3586-7448

Tel: 03-3586-7447 Fax: 03-3586-7462 Email: imadrjc@imadr.org

ディエン報告書・日本政府口上書(「反論文書」)・NGO コメント対照表

A/HRC/1/G/3 日本政府口上書 (IMADR-JC、平野裕二仮訳)	NGOコメント
<p>「在ジュネーブ国際機関日本政府代表部より人権委員会事務局に宛てた口上書(現代的形態の人種主義、人種差別、外国人嫌悪および関連の不寛容に関する特別報告者、ドウドウ・ディエン氏の報告書に関するコメント)」</p> <p>(要旨)</p> <p>日本政府は、現代的形態の人種主義、人種差別、外国人嫌悪および関連の不寛容に関する特別報告者(以下「特別報告者」)であるドウドウ・ディエン氏による、2005年7月の来日を歓迎した。日本政府はまた、同訪問に関する詳細な報告書(E/CN.4/2006/16/Add.2、以下「報告書」)の作成における特別報告者の努力に対し、敬意も表している。</p> <p>日本は人種差別と闘うためにあらゆる措置をとってきた。日本は、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約に加入している。日本の法体系における最高法規である日本国憲法は、「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と定め、いかなる差別もなく、法の下での平等を保障しているところである。上記の憲法上の諸原則に基づき、日本はいかなる形態の人種・民族差別もない社会を実現しようと努力してきている。</p> <p>この一環として、日本は我が国におけると同時に国連の場における人種差別の根絶に対しても積極的姿勢をとり、特別報告者の活動に全面的に協力してきた。特別報告者の来日の折には、地方政府も含む日本政府は可能なかぎり訪問先の便宜を図り、特別報告者と意見を交換し、また特別報告者の帰国後にも要請に応じて情報を提供することによって寄与してきた。</p> <p>しかしながら日本政府は、報告書について次のような若干の懸念を表明したい。</p> <p>第1に、報告書には特別報告者の権限を超えた記載が数多く見られる。特別報告者の権限は、「現代的形態の人種主義、人種差別、黒人、アラブ人およびムスリムに対するいずれかの形態の差別、外国人嫌悪、黒人嫌悪、反ユダヤ主義ならびに関連の不寛容の発生……ならびにそれらを克服するための政府の措置について検討する」ことである(E/CN.4/RES/1994/164)。しかし、たとえば特別報告者は、人種差別の問題とは何の関係もない、沖縄の軍事基地の問題についても報告している(パラ6、51、52、88)。また、第2次世界大戦中の「強制労働」(パラ8)や「従軍慰安婦」(パラ59、82)など、「現代的形態の」差別の問題とは何の関係もない過去の問題についても報告している。人権委員会から付与された特別報告者の権限は、世界中で生じているさまざまな人権問題を解決するために注意深く決定されたものである。日本は、特別報告者はその権限にしたがい、かつその権限内で行動すべきであると信ずる。日本は、特別報告者の権限を超</p>	<p>「在ジュネーブ国際機関日本政府代表部より人権委員会事務局に宛てた口上書(現代的形態の人種主義、人種差別、外国人嫌悪および関連の不寛容に関する特別報告者、ドウドウ・ディエン氏の報告書に関するコメント)」に対するコメント(総論)</p> <p>【人種差別撤廃NGOネットワーク(作成:IMADR-JC)】</p> <p>私たちは、現代的形態の人種主義、人種差別、外国人嫌悪および関連する不寛容に関する特別報告者であるドウドウ・ディエンさんによる日本公式訪問報告書(ディエン報告書)を、日本における人種主義・人種差別・外国人嫌悪の問題を、法的側面にとどまらず社会的・歴史的な脈にまで踏み込んで包括的に捉えた初めての国連文書であると認識し、これを歓迎しています。私たちはその立場から、同報告書を契機として日本政府を含む政策責任主体が「異なる他者」の存在を再認識し、それらの人びとが直面する現状とその背景にある社会的、経済的、政治的構造ならびに歴史や固有の文化について理解を深め、報告書により勧告がなされた諸事項を誠実に履行することを求めてきました。</p> <p>私たちは、日本政府がディエン特別報告者による公式訪問を受け入れ、必要な支援や情報を提供することを通じて特別報告者に協力してきたことには一定の評価をするものです。しかしながら私たちは、「在ジュネーブ国際機関日本政府代表部より人権委員会事務局に宛てた口上書(現代的形態の人種主義、人種差別、外国人嫌悪および関連の不寛容に関する特別報告者、ドウドウ・ディエン氏の報告書に関するコメント)」(以下、口上書)の内容を大変遺憾に思っています。なぜなら口上書は、「反論文書」としてしか認識できない内容になっており、ディエン報告書のもっとも重要な指摘である「日本には人種差別・外国人嫌悪が確かに存在する」との指摘への何らの返答も含んでいないからです。また、報告書により勧告された諸事項の履行に向けた基本認識や積極的姿勢がまったく示されておらず、報告書による問題提起を真摯にうけとめ、積極的な協議を続ける姿勢も示されていません。また、既存の法律や施策の存在を羅列するに留まっている部分が多く、差別が発生している現場の実態を日本政府として積極的に把握し、その実態に立脚した議論をしようとする姿勢が明らかです。私たちは、ディエン報告書の意義・価値を根本から否定するような文書を作成・提出した日本政府の良識を疑います。同時に、口上書が特に触れていないディエン報告書の指摘や勧告については、日本政府がそれらを受け入れ、とりわけ勧告については履行方針を持っているものと認識し、その実施を強く求めます。</p> <p>口上書の要旨において日本政府は、日本国憲法によって、いかなる差別もなく法の下での平等が保障されているとして、あたかも日本には差別がないかのような前提認識を披露しています。しかし私たちは、現実には法制度そのものが差別的なままに残されている場合があると認識しており、そのことを認識せずして差別と闘うことは出来ないと考えます。例えば、現行憲法下で、社会</p>

えるコメントは不適切であると考えられるものである。

第2に、報告書には事実誤認が少なくなく、また勧告の多くはこれらの事実誤認に基づくものである。たとえば特別報告者は、国内法規で人種差別を禁止する唯一の条文は憲法第14条だが、裁判所はこの条文の自動執行性を認めていないとし、被害者に司法的救済を提供する条項は国内法には存在しない(パラ11)と報告して、これに基づき、「政府および国会は、緊急事項として、……人種主義、差別および外国人嫌悪を禁止する国内法の採択に取り組むべきである」と勧告している(パラ76)。しかし、憲法第14条の趣旨は、民法の規定を通じて私人間の関係にも適用されると解釈されているところである。事実、裁判所において、私人間の行為が差別を理由として無効であると判断された事案が存在する。また、人種差別を理由として損害を受けた被害者は、民法その他の法律の規定にしたがって損害賠償請求をすることが可能である。したがって、この点に関する特別報告者の記述は正確ではない。

特別報告者は、「沖縄の人びとのなかには、……沖縄が独立領になることを望む者もいる」と報告している(パラ53)。しかし、日本政府は特別報告者が報告書執筆前に沖縄を訪問したという情報を得ていないし、また地方自治体としての沖縄県はそのような見解をとっていない。したがって、このような意見は沖縄県民の意見を代表するものと見なすことはできない。

さらに、特別報告者は税制(パラ57)や労働法(パラ67)において外国人差別が存在するとしているが、これらの指摘は不正確である。また、歴史教科書の内容および日本における教科書検定制度についても事実誤認が少なくない。たとえば特別報告者は、歴史教科書に「植民地時代および戦時に関連して日本が行なった犯罪……に関する説明を記載すべきである」(パラ82)と勧告している。しかし、過去の一定期間に日本が多くの国々 とくにアジアの国々 の人々に加えた相当の危害について記述していない歴史教科書は、日本には存在しない。同様に、特別報告者は「学校教科書の内容について地域で決定することができ、国レベルでの統制がななら行なえない」として、国レベルで法規定を採択するよう勧告している(パラ82)。しかしこの勧告は、日本の教科書検定制度を正確に理解することなく行なわれたものであるように思われる。日本の教科書検定制度においては、教科書出版社と執筆者が教科書草稿を作成・編集し、それを政府が検定する。そのうえで、認可を受けた教科書のなかから地方自治体が使用教科書を選ぶのである。

以上に述べたことはほんの数例である。この要旨に続き、日本政府は各パラグラフについて詳細なコメントを行ないたい。この要旨を締めくくるにあたり、日本は、一人ひとりが個人として尊重され、その人格を完成させられるような社会を達成するためにひきつづき努力していくことを申し添える。

的身分の典型例である婚外子は「法の下での平等」を保障されたことはありません。相続分が婚内子の二分の一とされる等の民法による差別、また戸籍への記載により婚外子であることが明瞭になることが社会的差別につながるなど、婚外子に対する法制度上の差別は、現在も歴然と維持され続けていると認識しています。

また、日本政府は口上書の要旨において、沖縄の米軍基地問題は「人種差別の問題とは何の関係もない」とし、また、第二次大戦中の「強制労働」、「従軍慰安婦」問題などは「『現代的形態の』差別の問題とは何の関係もない過去の問題」であるとし、それをもってディエン報告書には「特別報告者の権限を越えた記載が数多く見られる」と主張していますが、この主張は現代的形態の人種主義・人種差別についての日本政府の極めて著しい理解不足を露呈するものだと考えます。

沖縄に米軍基地が極度に集中していることは、過去の歴史における日本による植民地主義・人種/民族差別・自己決定権の否定の問題と密接に関係しており、その結果の表出なのです。その意味において、それは現代的形態の人種主義・人種差別として捉えられるべき問題です。また、「強制労働」や「従軍慰安婦」の問題についても、やはりそれは過去の歴史における日本による植民地主義・人種/民族差別の問題と密接に関係しており、被害者が今なお救済を訴えており根本的な解決がなされていない以上、現代的形態の人種主義・人種差別として捉えられるべき問題です。その意味において私たちは、「歴史的な側面を扱うことを『現代的形態』に関する報告者の権限外だとして任務を制限すれば、氷山の見えない部分が触れられないままになる。(中略)歴史は差別が発現し形成される過程であるから、人種主義・人種差別の深い根にあるものに焦点をあてる必要がある」(国連人権理事会第2会期における特別報告者の発言より)との特別報告者の立場を強く支持するものです。

また、日本政府は口上書の要旨において「報告書には事実誤認が少なくなく、また勧告の多くはこれらの事実誤認に基づくものである」と指摘していますが、いくつかのパラグラフの事実誤認については、ディエン報告者によって2006年3月31日付けで出された正誤表(E/CN.4/2006/16/Add.2/Corr.1)を踏まえておらず、したがって不適切な指摘になっています。「反論」を展開するにあたって踏まえるべき文書を踏まえていないことについて、私たちは日本政府の猛省を促します。例えば11段落については、同正誤表により、「人種差別は憲法第14条によって禁止されているが、裁判所はその自動執行性を認めていない。また、人種差別を限られた範囲で禁止する法律もいくつかあるが、適用範囲・効力ともに不十分である。」「人種差別の撤廃をとくに目的とし、被害者に十分な司法的救済を提供する法律は、現時点では存在しない。」と修正されていますが、口上書の要旨におけるコメントは、この修正に基づいていません。

さらに82段落についても、同正誤表により、「学校教科書の内容の決定が、国レベルでの説明責任を問われることなく行なえることを懸念する。」「上記の最低限の内容上の要件が学校教科書に盛り込まれることを保障するために、学習指導要領を改訂するよう勧告するものである。」と

修正されていますが、口上書の要旨におけるコメントはこの修正に基づいていないので不適当なものになっています。

口上書の要旨において日本政府はまた、「沖縄の人びとのなかには、……沖縄が独立領になることを望む者もいる」との報告書の記述について、特別報告者が報告書執筆前に沖縄を訪問していないことや、地方自治体としての沖縄県がそのような見解をとっていないことをもって、沖縄県民の意見を代表するものとは見なせないと指摘しています。しかしながら、特別報告者が沖縄を訪問せずとも沖縄出身者から意見聴取を行なうことは可能であるし、特別報告者はその意見を沖縄県民を代表するものとして報告書に記述しているのではないことはその文面からも明らかです。

また、事実認識として、日本政府は、自らが2001年8月に人種差別撤廃委員会に提出した「人種差別撤廃委員会の日本政府報告審査に関する最終見解に対する日本政府の意見」のなかで、「沖縄の住民が日本民族とは別の民族であると主張する人々がいることは承知している」としており、このこととディエン報告の記述は矛盾していないはずで、さらに、独立領と明示しないまでも、沖縄においては日本の他の地域とは違って、特別県制や単独道州制など独自の政治・行政制度の確立を求める提案が少なくなく、こうした提案によって沖縄の自己決定権の回復が途切れることなく主張されてきたこともはっきりとした事実と他なりません。それにもかかわらず、沖縄が独立領になることを望む人びとが存在するという事実そのものを否定することは、日本政府には出来ないはずで、

以下、口上書の要旨以外でなされている、ディエン報告書の各パラグラフについての日本政府のコメントについて、私たちのコメントを付します。

私たちは、日本政府が、口上書によって表明されている非積極的な態度を改め、日本社会には「見えなくされてきた人びと」「存在をきちんと知らされてこなかった人びと」が確かに存在し、そのことを社会的・歴史的背景を含めて認識し、適切な方策を講じることなしに、多文化共生社会の構築は不可能であるとするディエン報告書による主張の原点に立ち返るよう期待します。そして、被差別部落の人びと、アイヌ民族、沖縄の人びと、日本の旧植民地出身者とその子孫、外国人・移住労働者などに対する人種差別の存在を公式に認め、それを撤廃する政治的意志を表明することや、被差別集団の実態調査の実施、差別を禁止する法律の制定や問題に対処するための国内機関の設置、歴史教科書の見直しなど、24項目にわたってなされた包括的な勧告を積極的に履行するよう要請します。また、人種差別の現場の実態に立脚するためにも、日本政府とマイノリティ当事者・人種差別の撤廃に取り組むNGOとの建設的な協議・対話を実現するよう、あらためて要請するものです。

<p>ディエン報告書 (IMADR-JC 訳・平野裕二監訳)</p>	<p>A/HRC/1/G/3 日本政府口上書 (IMADR-JC、平野裕二仮訳)</p>	<p>NGOコメント (サマリーのみ)</p>
<p>3. 特別報告者は、日本政府当局の全面的協力のおかげで、素晴らしい環境のもとで訪問を遂行することができた。しかしながら、高い地位にある多くの公的人物、とりわけ東京都知事と面会できなかったことは遺憾である。特別報告者はまた、東京の国際連合広報センター、NGO、および面会したコミュニティの人びとに対しても、その素晴らしい支援を感謝する。</p>	<p>1. パラ3 (東京都知事との面会) パラ3において、特別報告者は「高い地位にある多くの公的人物、とりわけ東京都知事と面会できなかったことは遺憾である」と述べている。 しかし、特別報告者が石原慎太郎知事と面会できなかったのは、知事の多忙なスケジュールに関わりなく特別報告者が特定の日時における会見を求め、融通をきかせなかったことが原因である。上記の記載は、知事が特別報告者との会見を拒否したという誤った印象を与えかねない点で、不適切であり、誤解を招くものである。</p>	<p>【作成：IMADR-JC】 政府「口上書」が取り上げている報告書の部分は、面会が実現しなかったという事実に関して遺憾の意を示しているものであり、「口上書」第1段落のように、その原因が何であったか、ましてどちらの側にあったかという文脈で書かれたものではない。 人種差別的発言が著しく話題となった都知事との面会が実現しなかったことに遺憾の意を示すのは、特別報告者による公式訪問の目的を考えれば自然なことである。</p>
<p>8. 1910年、日本は大韓帝国を併合して日本の一地方とした。コリアンは劣等な地位にあるものとされ、下位の職業にしか従事できず、意思決定に関わる職には日本人が就いた。朝鮮半島は嚴重な植民地支配下に置かれた。自由は抑圧されるとともに、コリアン語の使用は抑制され、1940年には完全に禁止された。第二次世界大戦中、コリアンは戦争協力を強制され、1945年には、朝鮮半島で400万人、日本で200万人のコリアンが強制労働を課されていた。戦争の終結と、40年に及び日本の支配後の独立および朝鮮半島の南北分割以後も、多数の朝鮮半島出身者およびその子孫が日本に居住し続けている。</p>	<p>2. パラ8 (在日コリアンの強制連行) 特別報告者の権限を考慮すれば、「過去の植民地支配」に関わるこのパラグラフは特別報告者の権限を超えている。したがってこのパラグラフの内容についてコメントする必要はないが、日本政府としては、参考までに次の問題を指摘しておく。 日本における朝鮮半島出身者の人数は1939年末の時点でおよそ100万人であり、1945年の第二次世界大戦終了時には200万人に達した。報告書は、第二次世界大戦中にコリアンが戦争協力を強制され、また1945年には日本で200万人のコリアンが強制労働を課されていたとしている。しかし、1939年から1945年の間に生じた100万人の増加のうち約70万人については、職を求めて来日した自発的移民と、出生による自然増によるものである。残りの30万人のうちほとんどは、鉱山・建設企業からの応募に、自発的契約に基づいて応じた人々だった。国民徴用令に基づいて徴用された者はほとんどおらず、計600万人のコリアンが強制労働を課されたという報告書の記述は根拠を欠く。指定の支払いは適正に行なわれた。 国民徴用令は基本的に、日本国民全員と、当時は日本国民であった朝鮮半島居住者への適用が意図されていたものである。日本では1939年7月に施行されたが、朝鮮半島への適用は可能なかぎり先送りされ、1944年9月になって初めて朝鮮半島で施行された。いわゆる「朝鮮半島出身の労働者」が日本に送られたのは、1944年9月から1945年3月までの間のことに過ぎない。これとの関係で、1945年3月以降は、下関(日本)と釜山(朝鮮半島)との間の交通が停止されたため、同令の適用は実際上不可能であったことも留意されるべきである。</p>	<p>【作成：朝鮮人強制連行真相調査団】 朝鮮人強制連行との用語の「強制」とは肉体的及び精神的なものを含むものであり、この概念は遅くとも20世紀初頭には国際的にも日本国内的にも確立されていた。 故に日本政府は、1938年の国家総動員法により1939年から1945年までに朝鮮半島から日本国内への強制連行を66万7684人と明らかにしている。(厚生省勤労局からGHQに提出し、米国防略爆撃調査団がまとめた資料^注。1990年6月6日の国会第118回参議院予算委員会でも確認済み。) すなわち、1939年からの連行形式は「募集」(1939年9月～1942年1月)、「官斡旋」(1942年2月～1944年8月)、「徴用」(1944年9月～1945年8月)形式であった。 ところが日本政府の反論は、上記の「募集」、「官斡旋」を意図的に削除し、1944年9月以降の「徴用」期のみ述べている。 次に日本政府は「『朝鮮半島出身の労働者』が日本に送られたのは、1944年9月から1945年3月までの間のことに過ぎない。」としているが近年、日本政府が韓国政府に引き渡した強制連行名簿から、1945年3月以降も、下関(日本)と釜山(朝鮮半島)以外のルートで日本に連行されていることが明らかになっている。 さらに1939年以前に日本国内で居住していた在日朝鮮人に対し、1942年9月以降に「徴用」により全面的な強制連行がなされたことも明らかになっている。(第1回だけで約5000人、以降の統計を日本政府は非公開) 問題は、日本政府が所有している膨大な強制連行資料をプライバシーと称して非公開にしているところにある。</p>

		<p>例えば、朝鮮人強制連行犠牲者を含めた名簿 13 万 7406 名分を 1946 年に作成し保存しているが、その公開を一貫して拒否している。その理由は「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することが出来る情報」であり『情報の公開に関する法律』の「第 5 条第 1 号に該当する」(2002 年 9 月 3 日・厚生労働大臣。厚生労働省発 0903001 号)とした。しかし、同法律では「ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。」としているのであり意図的な情報隠しである。</p> <p>注：表は添付資料参照</p>
<p>20. 京都府も部落差別を重要な人権問題と捉えている。部落の人びとの教育・雇用水準は府内のその他の住民と比べて低く、部落の子どもたちの高校進学率は 20 パーセント低い。雇用面では、部落の人びとは主に建設関係や不安定雇用の分野で仕事をしている。第二次世界大戦後、京都府は差別根絶の重要な手段として部落の歴史を学校の教育内容に含めたが、差別意識は根強く残った。府は現在、部落の人びとと行政との対話の向上を促進している。また、コミュニティセンターの設置を通して、部落とそれ以外の住民との交流も促進している。最後に、教員、警察官、社会的主体および自治体に対して啓発活動を実施しており、人権教育を各自のプログラムに含めるよう求めている。</p>	<p>3 . パラ 20 (被差別部落の子どもの高校進学率と雇用)</p> <p>同和地区(部落)における子どもの高校進学率と雇用については、報告書で挙げられているいずれの数字も、1965 年に行なわれた同和对策審議会のデータからとられたものである。同和地区と京都府のそれ以外の地域との間における子どもの高校進学率格差の問題が解決されたと結論づけることはできないが、現在は縮小している。</p>	<p>【作成：部落解放同盟(BLL)・部落解放・人権研究所(BLHRRI)】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 高校進学に関わった全国的なデータとしては、別紙 がある^注。 2. これによれば、1960 年代前半では半分以下であった部落の高校進学率は、特別の奨学資金制度の創設等により次第に向上し、1997 年では、全国 96.5%に対して部落 92.0%とその差が 4.5 ポイントまで接近してきている。 3. しかしながら、1975 年の全国 91.9%、部落 87.5% (格差 4.4 ポイント)以降、格差が 4 から 7 ポイント程度開いたままであるという問題がある。 4. また、この表は、高校へ入学した時点で作成されたものであるが、卒業時点で作成すると 10 ポイント程度の格差が存在している。その理由は、部落の高校生の中途退学率が部落外と比較した場合、2~3 倍になっているからである。 5. さらに、2002 年 3 月末で、「特別措置法」が終了し、高校進学のための特別の奨学資金制度が廃止されたこと、格差拡大社会の進行等の事情を考慮した場合、せっかく高まってきた部落の高校進学率は、低下しているおそれが大きい。その現状を明らかにし、適切な施策を実施するために、文部科学省は部落の高校進学の実態を調査する必要がある。 6. 大学進学状況をみれば、1997 年時点で全国 40.7%に対して部落は 28.6%で、大きな較差が存在している。 7. また、若年層の雇用については、2000 年に大阪府が府内の部落を対象に実施した調査によれば、部落内の失業率はどの年齢層においても府内全体の失業率を上回っていた。特に 15~19 歳、20~24 歳の年齢層では男・女ともに約 2 倍となっている(別紙)^注。これらのデータより、高校

		<p>に進学せず、あるいは進学しても中途退学をし、その一方で仕事に就いていない部落の若者の像が浮き彫りになっている。</p> <p>注：添付資料参照</p>
<p>33. 京都府における外国人の割合は人口の2.1パーセントに相当し、そのうち66パーセントがコリアンである。そのなかには大学の学生や研究者もいる。外国人の統合を促進するため、府はパンフレット、ウェブページおよびラジオ番組を通じ、住宅、健康、安全などについての情報を数か国語で発信している。外国人学生や研究者の住まい探しを支援したり、病院にボランティア通訳者を派遣したりもしている。コリアン・コミュニティの教育については、朝鮮学校が複数存在し、その一部に対しては、法によって定められた条件を満たしている場合には助成金が支給されている。京都府は、京都における最も重大な差別問題はコリアンに対する差別であると述べている。この点に関しては、外国人嫌悪のおそれもあるところである。</p>	<p>4 . パラ 33 (京都府における在日コリアンへの差別)</p> <p>報告書は、京都府が、京都における最も重大な差別問題はコリアンに対する差別であり、この点に関しては外国人嫌悪のおそれもあると述べたとしている。しかし京都府はこのような説明を行っていない。京都府が特別報告者に対して述べたのは、人権問題、とくにコリアンに対する人権問題が京都府に依然として残っているのは非常に遺憾であるということ、また、外国人犯罪に関するニュースがマスメディアで広く報じられることにより、日本人が外国人を拒否するようになるのではないかとの懸念があるということである。</p>	<p>【作成：京都コリアン生活センターエルファ】</p> <p>京都は府内外国人登録者数、54208人（2005年末現在）のうち、韓国・朝鮮籍者が64.1%であり、「ウトロ」や「東九条」など、劣悪な生活環境のもとでの集住地域が形成されるなど、植民地政策と戦後の差別的な政策が与えてきた影響がいまだに強く残る都市でもある。</p> <p>京都での在日韓国・朝鮮人への差別・人権侵害状況を見ると、まず在日外国人高齢者・障害者の生活福祉の不平等性が指摘できる。制度的無年金のため80歳を超える高齢であるにもかかわらず就労を余儀なくされている人も多く、また識字率が低い情報にアクセスできず、本来受けられる福祉サービスが受けられない。またこうした人々をサポートするための「民生児童委員制度」にも、運用上の国籍差別があり、在日韓国・朝鮮人はこうした公的な役割から排除され続けている。</p> <p>次に、後に詳しく触れられるが朝鮮（民族）学校や日本の公立学校に通う子どもたちの民族教育の権利が保障されていない問題など、教育についても深刻な差別がある。また約90%の在日韓国・朝鮮人は通名（日本的氏名）を使用しており、自らの出自を明らかにし難い状況にある。</p> <p>また近年、京都でも新たに日本へ定住する外国人が増えているが、入居差別はあとを立たず、在日コリアンでさえも入居差別を受けるケースがいまだに多い。</p> <p>そして、新たに日本に定住する外国人、留学生も増加しているが、府内で医療通訳を派遣できない病院がたくさん生じており、必要とされる患者に医療通訳が派遣されない現状が続いている。</p> <p>このようにいまだに差別が現存し、困難な状況にあるマイノリティを放置しておくことは、差別意識を助長し、かつ外国人嫌悪を促進することにつながるものであり、早期に解決が図られなければならない。</p>
<p>51. 沖縄の人びとは、自分たちは1879年の（琉球）併合の時から差別的な政府の政策に苦しんでいると説明している。沖縄の人びとは、自分たちの島およびその将来に影響を及ぼす</p>	<p>5 . パラ 51 - 53 (沖縄)</p> <p>沖縄に関する報告は一方的な立場から書かれている。報告書は、沖縄に対する「人種差別」が存在するとの主張について十分な根拠を説明していない。また、報告書で指摘されているような</p>	<p>【作成：琉球弧の先住民協会（AIPR）】</p> <p>今回の日本政府口上書では、「人種差別」の問題ととらえることは適切ではない」、「沖縄県民への負担を着実に軽減してきた」、などと2001年の人種差別撤廃条約における政府報告書と</p>

決定について協議の対象とされることがめったにない。沖縄の人びとが現在耐え忍んでいる最も深刻な差別は、沖縄に駐留している米軍基地と結びついたものである。政府は「公益」の名の下に米軍基地の存在を正当化している。しかし沖縄の人びとは、自分たちは軍事基地によって引き起こされる事態に日常的に苦しめられていると説明した。それは、米空軍基地の恒常的な騒音、軍用機やヘリコプターの墜落事故、誤射・誤爆事故、油による汚染、空軍演習による火事、米軍人による犯罪行為などである。軍用機やヘリコプターの騒音は法律で定められた基準を超えており、その結果、深刻な健康被害を引き起こしている。これには、学校で子どもたちが授業に集中できなかつたり、授業が頻繁に中断されたりすることも含まれる。いくつもの裁判が行なわれてきたが、沖縄の人びとはほぼ常に敗訴してきた。これらの裁判のひとつでは、政府が沖縄の人びとについて差別的な発言を行なったと報告されている。沖縄の人びとは特殊な感覚の持ち主であり、通常人と異なるとするもので、大きな問題になった。

52. 1972年から2003年にかけて、沖縄では軍用機の墜落事故や軍用機からの落下物による事故が約250件あった。特に、大学構内へのヘリコプター墜落事故では、救急隊員や警察が現場から追い出され、県も事故の調査に加わることができず、被害者は個人補償の対象とされていない。沖縄の多くの人びとは墜落事故を恐れている。また、米軍人によって女性がレイプされたり殺されたりし、また年端のいかない女子児童が性的嫌がらせを受けたりする事件がいくつか発生している。これらの事件発生時、政府は適切な措置をとると述べたが、その後、なんら対応はとられなかった。

53. その結果、沖縄の人びとのなかには、恒常的な人権侵害に終止符を打つために沖縄が独立領になることを望む者もいる。

事項を「人種差別」の問題ととらえることは適切ではなく、したがってこれは特別報告者の権限を超えるものである。特別報告者の権限を超える事項についてコメントする必要はないが、日本政府としては、参考までに次の事実誤認を指摘しておきたい。

- パラ 51 の第 1 文と第 2 文においては、沖縄に対していわゆる差別的な政策がとられており、また政府は沖縄とめったに協議しない旨の記述があるが、政府は沖縄について、「沖縄振興開発計画（本土との経済格差の縮小を目的としたもの）の策定、沖縄政策協議会（全閣僚および沖縄県知事を構成員とし、沖縄に関する基本政策を審議するためのもの）の設置、沖縄振興開発特別措置法（経済的自立の促進）の制定など、一連の対応をとってきた。
- 沖縄に米軍基地が差別的なほど集中しているとするパラ 51 の第 3 文については、確かに在日米軍基地の 75% が沖縄に位置しているものの、それは地政学的・軍事的理由によるものであって、日本政府の差別的意図によるものではない。また、政府は米軍基地により生ずる沖縄県民への負担を着実に軽減してきた。このような取り組みの例としては、1995 年の S A C O（沖縄に関する特別委員会）最終報告、現在進行中の兵力態勢再編などがある。
- パラ 51 の後ろから 2 番目の文は航空機・ヘリコプターの騒音を理由とする訴訟に関するものであるが、実際には、かかる訴訟においてはすべて原告有利の判決が出され、過去に受けた損害の回復が認められてきた。この点、政府は空軍基地近辺の住居・学校で騒音軽減措置をとっており、米政府とも航空機騒音規制措置について合意したことに留意するべきである。
- ヘリコプターの墜落に関するパラ 52 の第 2 文について、警察は報告書が示唆するように追い出されたわけではなく、事故現場の保全および事故原因の調査は、米軍地位協定にしたがい、かつ日米合同委員会が同協定にしたがって適切と考えるやり方で、日米両政府によってしかるべく実施されたものである。原告に対しては、柔軟かつ迅速なやり方で損害賠償が行なわれた。また、1972 年から 2005 年にかけて沖縄で発生した航空機墜落事故の件数は、報告書が述べるように 338 件ではなく、25 件である。
- 米軍関係者が関わった事件に関するパラ 52 の末文につい

比較して何ら変化は無く、同条約遵守への真摯な対応は見られない。過去の歴史を踏まえた上で沖縄人自らが「人種差別である」と認識しているのであって、第 2 次大戦後 60 余年も経てもなお過重な米軍基地の負担を強いられており、基地負担が「軽減された」とは全く実感していない。日本政府における認識の欠如を補うため、以下にコメントする。

【琉球併合】

琉球併合は 1879 年 3 月 25 日、処分官松田道之が警察巡查 160 名余、熊本鎮台兵約 400 名を伴って琉球王府（藩王代理人今帰仁王子）に対し行われた。琉球併合は条約法に関するウィーン条約第 51 条「国の代表者に対する強制」違反であり、同条の前提となった慣習国際法上からも無効であると考えられる。

【同化政策】

1872 年以降、日本政府は琉球併合に至る過程において「琉球王は天皇家の血統をひく」との血統主義や、名詞と動詞の語順を例に用いて「沖縄語と日本語は語源を同じくする言語であること、「儀式の所作は小笠原流」などと身勝手な根拠で規定し、同化政策を始めた。また、琉球の伝統的宗教上の聖地（御嶽）に鳥居が立てられるなど、暴力的な同化政策を行ってきた。よって日本政府は、人種差別撤廃条約第 5 条 d 項（ ）思想・良心及び宗教の自由についての権利を保障する締約国義務に違反している。

【人種差別】

明治時代から第 2 次世界大戦まで、沖縄人は日本人から「リキジン」と呼ばれていた。1903 年日本政府主催の第 5 回勧業博覧会（大阪）では、会場周辺に営利目的で「学術人類館」という見世物小屋が建てられ、琉球人女性 2 人がアイヌ民族や台湾原住民族、朝鮮民族らと共に「展示」された。1917 年、日本政府によって「琉球歌劇」の上映が禁止され、1947 年には警察により沖縄芝居の禁止令を出し、上演するにも台詞は日本語に翻訳してやるよう命令が出された。1924 年関西の工場などでは「朝鮮人・琉球人お断り」という看板が掲げられ、民族的な就職差別が行われた。1923 年の関東大震災の際、多くの在日コリアンらが民族差別で警察官や自警団に虐殺された。沖縄人も逮捕、殺害された事例がある。これらは、先住民族労働者の適切な民族的環境で生活する権利を規定した ILO 第 50 号条約第 8 条に違反している。1945 年、興味深いことに日本政府は「語源を同じくする琉球語の使用を禁じている。沖縄戦当時、日本軍司

	<p>て、このような事件の防止のために政府、沖縄県および米国との間で定期会合が持たれており、また米国は外出制限や基地外のパトロールなどの措置をとってきた。実際、地元警察によれば、このような事件の件数は 2004 年以降減少傾向にある。</p> <p>沖縄の人びとのなかには沖縄が独立領になることを望む者もいると述べたパラ 53 について、沖縄県はそのような見解をとっておらず、したがってこのような意見は沖縄県民の意見を代表するものと見なすことはできない。</p>	<p>令部は「沖縄語の使用を禁ずる。沖縄語をもって談合する者はスパイとみなして処刑する」との命令を出している。実際に多くの沖縄住民が沖縄語を使ったためスパイと見なされ殺害された。これは人種差別撤廃条約第 5 条 d 項 () 意見及び表現の自由についての権利を保障することに違反している。</p> <p>【米軍基地から派生する騒音、健康被害、事件事故】</p> <p>「航空機・ヘリコプターの騒音を理由とする訴訟」、つまり新嘉手納爆音訴訟の一審判決 (2005 年 2 月 17 日) に対し日本政府は「原告有利の判決」としているが、被害地域を極端に狭く認定し、聴力損失者の騒音との法的因果関係を否定し、また夜間飛行の差し止めを「第三者行為論」で退けるなど、何ら抜本的解決が見られない判決であった。日本政府のいう「航空機騒音規制措置」において、「運用上、必要最小限の飛行」と判断するのは米軍であり、どんな飛行が必要最小限なのか沖縄人が感知することはできない。米軍航空機事故は 1972 年～2003 年で 277 件である¹。日本政府は米軍関係者が関わった事故について、「地元警察によればこのような事件の件数は 2004 年以降減少傾向にある」としているが、その以前の 1997 年から 2003 年までは増加傾向にあり、また 2003～2004 年時は、イラク派兵により在沖米軍人自体が減っていたのであり、そのような過去 2 年間のデータのみを用いて無判断に「減少傾向にある」とする論拠を残念に思う。</p> <p>【沖縄振興開発計画について】</p> <p>確かに日本政府は沖縄開発庁の設置、沖縄振興開発計画、沖縄振興開発特別措置法などの「復帰特別措置」施策を講じてきた。しかし、これらが目的とした本土との経済格差の縮小は成し遂げられているのか疑問を呈せざるを得ない。逆にこれらの施策は沖縄の自立的発展を阻害し、結果的に米軍基地依存の行財政体制をより強固にするものとして機能しているにすぎない。沖縄全体の 11%、特に沖縄島の 21% が軍事基地とされた結果、沖縄人自らによる経済発展の追求や社会基盤整備に関する独自発展の権利が否定されている。これは「国家の経済的権利義務憲章」第 1 章 (国際経済関係の基礎)、g、f k 項目及び同憲章第 2 章第 条 (経済社会体制を自由に選択する権利) に違反している。</p> <p>1. 『沖縄の米軍基地』沖縄県基地対策室 2003 年 3 月発行 p432 (3) 復帰後の米軍航空機事故等及び、沖縄県警本部の資料に基づく「米軍関係演習等関連事件・事故 航空機関連小計」(2003 年 12 月末現在) との</p>
--	---	--

<p>54. ウトロ地区訪問中、特別報告者は、第2次世界大戦中、軍用飛行場建設のため日本政府によってこの地域に配置されたコリアン・コミュニティの現在の生活状況を具体的に目撃する機会を得た。終戦後、飛行場建設の計画は放棄され、この地で働いていたコリアンは、戦時賠償を受けるところか忘れられ、仕事も資源も保護も法的地位もないままこの地に置きざりにされた。ウトロの衛生状態は悲惨なものである。水道のない世帯が相当数あり、またこの地域には排水設備がないためしばしば浸水が生じている。下水管はないものの露天の下水溝があるが、水位上昇することが多い。宇治市が管理する近隣地区の水路から、ウトロの下水溝にしばしば逆流があるためである。現在ある貧弱な基本インフラは、住民が整備したものである。公的機関がこの地域を訪れたことはない。住民は、働いている者は所得税を納めていることを強調しながら、基本インフラが整備されていないのは不当であるとしている。</p> <p>55. 住民の多くはウトロで60年以上過ごし、このような非常に不安定な生活状況に苦しんできた。その苦しみはいまなお続いているが、自分たちの唯一のアイデンティティとして、思い出として、情緒的絆として、この地に愛着を覚えている住民が多い。しかし住民たちはいま、立ち退きの脅威にさらされている。終戦後、この地は契約者（現在の日産車体株式会社）によって所有され続けてきたが、1987年、この土地は居住者に無断で不動産仲介人へ売却され、その仲介人が住民に対し即時の立ち退きを要求したのである。京都地方裁判所および大阪高等裁判所は、土地は不法占拠したものであるとしてウトロの住民の申し立てを棄却した。両裁判所は、住民は家屋を取り壊してウトロを去らなければならないと判示している。最高裁判所は、日本政府当局によってその多くが連行され、この地で60年以上生きてきたウトロ住民のいかなる権利も認めず、立ち退き命令を迫認した。さらに判決では立ち退きの日が明示されておらず、ウトロ住民は、立ち退きの耐え難い脅威が続くなかで暮らさせられている。ウトロで暮らしているコリアンは、自分たちは第一に植民地主義と戦争の犠牲者であり、その後は差別と排除の犠牲者となり、さらに最近では不動産投機の犠牲者であって、基本的権利を60年以上侵害され続けてきたと感じている。</p>	<p>6. パラ 54・55 (ウトロ)</p> <p>日本国際航空工業は、当時の国策にしたがって軍用飛行場を建設するため、現在ウトロ地区と呼ばれている土地を取得した。ウトロは同社が雇用するコリアン建設労働者の居住区域であった。したがって、「日本政府によってこの地域に配置されたコリアン・コミュニティ」という報告書の記載は不正確である。また、「終戦後、この地は契約者（現在の日産車体株式会社）によって所有され続けてきた」との記載は、事実を的確に述べたものではない。これでは、戦前は日本政府がこの土地を所有しており、終戦後に契約者が土地を取得したという誤解を招きかねないためである。</p> <p>報告書は、「公的機関がウトロを訪れたことはない」としている。我々は、「公的機関」とは日本のあらゆる行政機関を意味するものと理解する。このような記載によって特別報告者が何を意図していたのかは明確ではないが、地方の公的機関（宇治市等）は上水道整備を通じてウトロとの関係を有しており、したがってこのような記載は不正確である。</p> <p>家屋の撤去および土地の明渡しの問題については、最高裁判所が2000年11月に地権者有利の判決を言い渡している。政府は司法機関の判決を尊重しなければならない。</p>	<p>合計による。</p> <p>【作成：ウトロを守る会】</p> <p>「ウトロ（地区）は同社（日本国際航空工業のこと）が雇用するコリアン建設労働者の居住区域であった」と政府反論にあるが、同社がコリアン労働者を雇用したという根拠を具体的に示すべきである。戦時中の京都飛行場建設事業は文字通り官民一体の事業で、政府逋信省と日本国際航空工業の両者から工事委託を受けた京都府が飛行場建設工事などを直接請け負い、現地に京都府事務所を設置して、安価で強靱な労働力としてコリアン労働者が集められた。ディエン報告書の「日本政府によってこの地域に配置されたコリアン・コミュニティ」との記述は、ウトロ地区の歴史的発生原因として妥当な表現である。</p> <p>また、「終戦後、この地は契約者（現在の日産車体株式会社）によって所有され続けてきたとの記載は、事実を的確に述べたものではない。これでは、戦前は日本政府がこの土地を所有しており、終戦後に契約者が土地を取得したという誤解を招きかねないためである」とあるが、報告書に「戦前は、日本政府がウトロの土地を所有した」との記載はどこにもない。政府口上書の誤解（？）はいわば自作自演、その認識自体が誤りであり、報告書とは全く無関係の文章という以外にない。</p>
--	--	--

<p>57. 日本のマイノリティの教育および特にコリアン・マイノリティの教育の状況に目を向けると、1945年の日本の降伏以降、コリアンたちは民族的アイデンティティを守るため、また若い世代が自分たちの言葉、歴史および文化に親しめるようにするため、日本で多くの朝鮮学校を設立した。特別報告者は、京都府にある朝鮮中高級学校を訪問した。朝鮮学校の主な懸念は、日本の公的機関によるしかるべき認可を受けていないことである。朝鮮学校の学生には、日本の学校や大多数のインターナショナル・スクール・外国人学校から卒業証書の発行を受けた学生たちのように、大学入学試験の受験資格を自動的に認められるわけではない¹⁰。また、朝鮮学校には政府からの財政的援助がなく、親たちに非常に重い負担がかかっている。京都府のように任意の拠出をしている都道府県や地方自治体もあるものの、その額は依然として、日本の学校に支給される額よりもはるかに少ない。最後に、親が朝鮮学校に寄付をしても免税措置の対象とされないが、インターナショナル・スクールへの寄付には免税措置が適用される¹¹。</p>	<p>7. パラ 57 (外国人学校)</p> <p>報告書は、「朝鮮学校の主な懸念は、日本の公的機関による認可を受けていないことである。朝鮮学校の学生には、日本の学校や大多数のインターナショナルスクール・外国人学校から卒業証書の発行を受けた学生たちのように、大学入学試験の受験資格を自動的に認められるわけではない」と述べている³。しかし大学入学試験の受験資格については学校教育法第56条および同法施行規則第69条に定められており、日本の高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者に対して受験資格が認められているところである。したがって、朝鮮学校が他の外国人学校と異なる差別的処遇を受けているわけではない。日本の大学入学試験の受験資格が認められるインターナショナルスクールは、国際的な評価団体による認定を受けたものが、母国の学校で提供されている教育と法的に同等のものであるとして学校教育制度において位置づけられた教育を行なっているものに限定されている。</p> <p>報告書はまた、「最後に、親が朝鮮学校に寄付をしても免税措置の対象とされないが、他の外国人学校への寄付には免税措置が適用される」とも述べている。しかし、日本の現行税制において朝鮮学校が日本の他の外国人学校から区別されているわけではなく、朝鮮学校が差別的に取扱われているわけでもないのであるから、これは明らかに事実を誤解したものである。ただし、一定の要件を満たした外国人学校への寄付については、免税が受けられる場合がある。</p> <p><small>³訳注：報告書の当該部分（パラ 57）は、ディエン特別報告者によって2006年3月31日付けで出された正誤表（E/CN.4/2006/16/Add.2/Corr.1）により、「朝鮮学校の主な懸念は、日本の公的機関によるしかるべき認可を受けていないことである。」と修正されている。日本政府のコメントは、この修正に基づいていない。</small></p>	<p>【作成：師岡康子(外国人権法連絡会)】</p> <p>外国人学校の大学入学資格について、政府は、母国の学校で提供されている教育と法的に同等のものであると位置づけられた教育をおこなっているものと「公的に確認」できる外国人学校等に大学入学資格を拡大したが、朝鮮学校については朝鮮民主主義人民共和国と国交がないので「公的に確認」ができないとして学校単位での大学入学資格を認めなかった。しかし、同じく国交がない台湾系学校については、財団法人交流協会を通じて「公的に確認」を行うという柔軟な姿勢をとっており、差別的取り扱いである。大学入学資格拡大後も、高校課程の外国人学校のうち、朝鮮学校卒業生のみが、学校単位での大学入学資格を認められず、卒業生個々人が、志望する各大学から個別に高校卒業と同等以上の学力があると認められなければ大学入学資格がみとめられないのは、差別的取り扱いである。子どもの権利条約委員会も「日本にある外国人学校を卒業して大学進学を希望する者の資格基準が拡大されたとはいえ、依然として高等教育へのアクセスを否定されている者が存在すること」を指摘している（2004年1月30日総括所見）。</p> <p>外国人学校のうち、学校への寄付金の免税措置が受けられるのは、欧米系の学校評価機関の認定を受けたインターナショナル・スクールや、日本への投資を促進するとの理由で、短期滞在の子どもたちが学ぶ学校などに限定されており、朝鮮学校をはじめとする、非欧米系かつ定住外国人の子どもたちが学ぶ外国人学校は、差別的に取り扱われている。ディエン報告はこの点を指摘しているのであり、事実の誤解ではない。</p>
<p>59. 最後に、コリアンが耐え忍んできた差別のなかでも最も恥ずべき形態の差別 第2次世界大戦中に日本軍の意のままに利用されたコリアン女性の性奴隷制度 については、日本政府は1993年になってようやく性奴隷制設置の責任を認めた。しかしながら、公式の謝罪、補償、そして「慰安婦」として知られるこの悲惨な歴史的出来事に関する適切な教育のような諸問題は、いまだ解決されていない。特別報告者はまた、来年度から使用される学校教科書には「慰安婦」に関するいかなる記述も含まれないという報告さえ受けた。</p>	<p>8. パラ 59 (いわゆる「従軍慰安婦」問題)</p> <p>このパラグラフにおける記述は特別報告者の権限とは何の関係もない。したがってこのパラグラフにおける報告内容についてコメントする必要はないが、参考までにコメントしておけば、「従軍慰安婦」を「性奴隷制度」ととらえるのは不適切である。また、他の記述にも事実誤認が含まれており、これも不適切である。</p> <p>日本政府は、「従軍慰安婦」として数多くの苦痛を経験され、心身にわたり癒しがたい傷を負われたすべてのの方々に対し、1993年8月4日の河野洋平内閣官房長官談話など多くの機会に、心</p>	<p>【作成：朝鮮人強制連行真相調査団】</p> <p>日本政府は「このパラグラフにおける記述は特別報告者の権限とは何の関係もない」としている。</p> <p>日本政府は在日朝鮮人の中にも「日本軍性奴隷」被害者がいることを知らないようである。すでに2名（故ペ・ボンギ、ソン・シンド）が名乗っており、名乗れない被害者も存在する。当然、特別報告者の権限と関連する。</p> <p>日本政府は「『従軍慰安婦』を『性奴隷制度』ととらえるのは不適切である。」としているが、既に「性奴隷」は日本軍「慰安婦」であるとした特別報告者の報告書（E/CN.4/1996/53/Add.1）</p>

	<p>からのお詫びと反省の気持ちを申し上げてきた。</p> <p>日本政府は、第二次世界大戦で生じた賠償、財産および請求権の問題について、サンフランシスコ講和条約その他の関連条約・協定・文書の規定にしたがって誠実に対応してきた。いわゆる「従軍慰安婦」の問題を含む諸問題は、これらの条約・協定・文書によって法的に解決済みである。</p> <p>しかし日本政府は、その道義的責任を果たすため、日本国民とともに、元「戦時従軍慰安婦」の方々に心からのお詫びと反省の気持ちを表明するために何ができるかを真剣に議論し、1995年には、元「戦時従軍慰安婦」の方々に対して日本国民からの償いをするためにアジア女性基金（AWF）が設立された。</p> <p>AWFは、日本国民の寄付により285名以上の元「戦時従軍慰安婦」の方々に200万円の償い金を支払い、また日本政府の財政支援を得て医療・福祉支援事業も実施してきた。償い金の支払いと医療・福祉支援事業が実施された際には、内閣総理大臣が日本政府を代表して書簡を送り、元「戦時従軍慰安婦」の方々一人ひとりに対して直接お詫びを反省の気持ちを表明した。</p> <p>報告書は、「来年度から使用される学校教科書には『慰安婦』に関するいかなる記述も含まれない」としている。しかしこれは事実を誤解するものである。2006年度に中学校・高校で使用予定の歴史教科書のなかには「従軍慰安婦」について触れているものも存在する。</p>	<p>を1996年の国連人権委員会等で日本を含めた委員国が全会一致で採択している。</p> <p>「性奴隷」問題は、第二次世界大戦で生じた賠償、財産および請求権の問題、サンフランシスコ講和条約その他の関連条約・協定・文書に含まれていない。</p> <p>近年、韓国で公開された日韓条約締結のための15年間に及ぶ膨大な会議報告書ですら、一言半句の言及が無い。</p> <p>日本政府も賛成し、採択された報告書では日本政府の法的責任が明らかにされている。多くの「性奴隷」被害者は、法的責任を明らかにすることを望んでいる。にもかかわらず日本政府は法的責任が無いとの前提でAWFを設立したのである。</p> <p>このことは、被害者達に新たな苦痛を与えている。すなわち生活苦から、AWFを受け取る人と拒否する被害者間の軋轢を生み出した。</p> <p>ラディカ・クマラスワミ報告が1996年に国連人権委員会で採択された以降、1997年から使用される日本の中学校社会科教科書（7社）には全て日本軍「慰安婦」問題の記述が含まれた。これは日本国の教科用図書検定基準に定められている「近隣のアジア諸国との間の近現代の歴史的事象の扱いに国際理解と国際協調の見地から必要な配慮がされていること。」との規定もあることから当然である。ところが2002年度から使用されている中学校社会科教科書から日本軍「慰安婦」との記述は全て無くなった。</p>
<p>60. 関係する外国人コミュニティおよび日本の多くの人権NGOの報告によれば、公的機関は、外国人嫌悪および外国人差別と闘うための適切な措置をとっていない。それどころか、そのような差別を助長する役割を果たしている。外国人に対する差別的な発言が、複数の公務員によってなされている。警察は、外国人を窃盗犯と同一視するポスターやチラシを配布している。外国人の追放を求める極右政治団体のポスターが容認されている。警察庁の記者発表は、外国人犯罪が悪化しているまたは広がっていると述べることにより、日本の治安問題は外国人に責任があるという誤った印象を広め、刑事犯罪における外国人の役割を誇張している。現実には、2003年における外国人刑法犯の割合は2.3パーセント¹²に過ぎなかった。</p>	<p>9. パラ 60 (外国人犯罪)</p> <p>報告書は、「警察は、外国人を窃盗犯と同一視するポスターやチラシを配布している」と述べている。しかし、警察が外国人を窃盗犯と同一視するポスターやチラシを配布した事実はない。したがってこのような記述は誤りである。</p> <p>報告書はまた、「警察庁の記者発表は、外国人犯罪が悪化しているまたは広がっていると述べることにより、日本の治安問題は外国人に責任があるという誤った印象を広め、刑事犯罪における外国人の役割を誇張している。現実には、2003年における外国人刑法犯の割合は2.3パーセントに過ぎなかった」とも述べている。来日外国人（すなわち永住者、日本に駐在する米軍関係者および在留資格が不明確な者を除く外国人）による犯罪が全犯罪に占める割合は2.3パーセントだが、外国人による犯罪件数は27,258件であり、外国人検挙者数は8,725人である。これらの数字は対前年比10パーセント増であり、過去最高を記録し</p>	<p>【作成：すべての外国人労働者とその家族の人権を守る関西ネットワーク(RINK)】</p> <p>報告書60段落の主旨は、公的機関が「外国人嫌悪および外国人差別と闘うための適切な措置をとっていない」こと、さらに「差別を助長する役割を果たし」ていること、の二点である（報告書94段落の「日本人よりも潜在的に危険であるとみなされない権利」も参照）。政府コメントは、第一点目について言及せず、また二点目にはその一部に反論しているだけである。</p> <p>差別的助長とは、効果の問題である。政府コメントが取り上げた二つの公的機関の措置は、差別的な効果を予期させるものである。</p> <p>(1)警察作成ポスターなど</p> <p>報告者にはNGOから5種類の警察作成掲示文書が事例として提供された。たとえば2003年に都内銀行に掲示されたポスター</p>

	<p>た。1993年に比べて件数は倍増しており、検挙者数は1.2倍である。警察は、来日外国人による犯罪が悪化しつつあると認識している。また、来日外国人犯罪者や、これと協力して犯罪を行なう日本人構成員を抱えた犯罪組織が治安の悪化の要因のひとつであるとも認識しているところであるが、多くの善良な外国人が我が国の治安問題の原因であるかのようにほめかしてはいない。警察は、犯罪抑止のため、客観的データに基づいた分析を公表している。「誤った印象を広め」という記述は明らかに誤りである。</p>	<p>は、こういう。「銀行帰りを狙う特異窃盗犯……」「犯人は東南アジア系・南米系・インド系外国人グループで女性が増えている」。</p> <p>(2)警察庁の記者発表</p> <p>政府反論コメントは警察が「客観的なデータに基づいた分析を公表している」という。だが、かりにそうだととしてもその公式声明は、報告書がいうように「日本の治安問題は外国人に責任があるという誤った印象を広め、差別を助長しうる。」</p> <p>警察庁は、来日外国人犯罪統計を毎年公表しているだけではない。多くの機会に治安全般の悪化を訴え、その要因として来日外国人犯罪を挙げている（例。2003年「緊急治安対策プログラム」の対策項目の一つは、来日外国人犯罪対策）。これらの公式声明や政策を、報道は好んで取り上げており、世論に影響をあたえている。</p> <p>なお、治安全般の悪化（犯罪数の急増や犯罪の凶悪化）という統計分析には、警察庁関係者、元法務省研究官をふくむ複数の専門家が、疑問を呈し、あるいは否定している。来日外国人犯罪を治安悪化の要因だとする分析についても同様である。</p>
<p>62. 最も懸念されることは、選挙によって選ばれた公務員が、外国人に対する外国人嫌悪的・人種主義的発言を行ないながら何のものがめも受けず、その影響を受ける集団もこれらの発言を告発できないことである。例えば東京都知事は、2000年に、東京では「外国人が非常に凶悪な犯罪を繰り返している。……大きな災害が起きたときは大きな騒擾事件すら想定される」と言明し、2001年には、「中国人の極めて現実的なDNAは、……その願望をかなえるためには堂々と盗みもする」と述べた（注）。日本国政府はこれらの発言に対応しなかった。</p> <p>（注：引用部分は「移住労働者と連帯する全国ネットワーク」による。）</p>	<p>10. パラ 62（東京都知事の差別発言）</p> <p>パラ 62 は、「選挙によって選ばれた公務員が、外国人に対する外国人嫌悪的・人種主義的発言を行ないながら何のものがめも受けず、……ない」という主張の例証として、石原慎太郎都知事の2つの発言を引用している。しかし最初に引用されている発言に関しては、知事の発言は、日本に不法に入国・在留する者による犯罪発生件数の多さを踏まえた、東京における公の安全と治安の悪化をめぐる懸念から出たものである。知事の言葉を不正確に引用することにより、特別報告者は発言の真意をゆがめている。</p> <p>2番目の発言については、知事はまず不法滞在者による犯罪の現状を指摘したうえで、このような問題意識に基づき、「少子化、年齢集団のバランスの悪さ、……不法滞在者の問題に対応するために、そろそろ歴史的根拠のないおかしな民族意識の幻想を捨てて、新たな国家的繁栄を達成するために前向きな移民政策を実施しなければならない」と主張したものである。特別報告者は、発言全体の文脈を踏まえた知事の真意を理解していない。また、日本においては言論・表現の自由が全面的に保障されているので、いかなる団体であれ、知事の発言に関する意見を公に表明することが可能である。「その影響を受ける集団もこれら</p>	<p>【作成：在日韓国人問題研究所(RAIK)】</p> <p>日本政府は、特別報告者が「知事の言葉を不正確に引用することにより、発言の真意をゆがめている」と反論している。しかし、石原慎太郎・東京都知事が2000年4月9日、自衛隊員の前で演説した発言を正確に記せば、「今日の東京をみますと、不法入国した多くの三国人、外国人が非常に凶悪な犯罪を繰り返している」と言い、「こういう状況で、すごく大きな災害が起きた時には大きな大きな騒擾事件すら想定される状況であります。[略]だからこそ、そういう時に皆さん[自衛隊]に出動願って、災害の救急だけではなく、やはり治安の維持も一つ皆さんの大きな目的として遂行していただきたい」と、都知事は言ったのである。すなわち都知事の真意は、日本の犯罪者総数の中でわずかにすぎない「外国人犯罪」をことさら強調し、また1945年、植民地支配から解放された在日朝鮮人・台湾人を差別し排撃するために当時使われていた「三国人」という言葉を意図的に使い、さらに「外国人による大きな騒擾事件すら想定される」などというフィクションを作り上げ、外国人に対する偏見と憎悪を日本人に喚起させることによって、自衛隊による「治安出動・首都制圧演習」の実現を期すことにあったのである。</p>

	<p>の発言を告発できない」という記述は事実を反映していない。特別報告者はまた、NGOである「移住労働者と連帯する全国ネットワーク」から提供された情報を用いて知事の発言を引用している。我々は、特定のNGO一団体のみが挙げたものを知事の発言として国連人権委員会への報告に含めるのは、不適切かつ不公正であると考える。</p>	<p>また2番目の発言において、都知事はその文章の最後に「積極的な移民政策の実行に踏み切るべき」と記している。しかし、文章全体から読み取れる都知事の真意は、その平凡な結論にあるのではなく、「いかなる政治をも信用しない中国人の極めて現実的なDNAは、わが身の経済的状況の向上こそをほとんど絶対の目的とするが故にも、その[経済的]隔差を踏まえて大挙日本に押し寄せてき、その願望をかなえるためには堂々と盗みもする」(『産経新聞』2003年8月4日)と、特定の民族を名指して徹底的に貶めることであつたのである。都知事のこれらの言説は、外国人嫌悪・人種主義発言である。「発言全体の文脈」を意図的に捻じ曲げているのは、日本政府なのである。</p>
<p>67. 特別報告者はまた、日本における外国人は不安定な雇用環境におかれていることが多く、その一部はオーバーステイの状態にあるとの情報も知らされた。外国人は、短期の契約で何年間も働く場合がほとんどで、適切な医療保障も受けていない。日本の労働法は、国籍による差別なく適用されると定められているが、実施されないことが多い。特別報告者は、オーバーステイ状態で逮捕された者を含む外国人に対し、入管収容施設その他の収容施設で行なわれている過酷な取扱いについても証言を聞いた。特に、逮捕・収容された外国人が、治療を必要としているのに与えられず、長期の収容後、非常に深刻で永続的な健康上の問題を抱えたまま放免されたという複数のケースの報告を受けた。</p>	<p>11. パラ 67 (外国人の労働環境、医療へのアクセス) 日本の健康保険制度は、患者の国籍に関わらず、平等原則に基づいて適用されている。被用者が加入する健康保険については、健康保険の対象となる職場で働いている者であれば国籍に関わらず加入資格を有する。健康保険に加入していない者が加入できる国民健康保険については、日本に住所を有する者であれば、国籍要件などの人種的・民族的差別なしに加入資格を有する。労働法も、日本国民と外国人を区別することなく労働者を保護することを目的としている。</p>	<p>【作成：山村淳平(港町診療所)、移住労働者と連帯する全国ネットワーク(移住連)】</p> <p>2003年に港町診療所が外国人の医療実態調査を実施した。患者1万865名中1万699名(99%)が健康保険を持っていなかった。そのほとんどは在留資格のない外国人であり、彼/彼女らは健康保険に加入することができていなかった。また、ある地方では在留資格があっても健康保険に加入していない外国人が6割近くにも達していた。このように外国人は健康保険を持つことは難しく、適切な医療を受けることはできない。</p> <p>ごく僅かの地方自治体が限度額のある緊急医療費補填事業を行っているが、日本政府は外国人にたいして緊急医療費の補填や健康診断を実施しておらず、最低限の医療さえ保障していない。その社会に住む人びとの健康を維持していくため、病気の治療と予防の視点が重要であるが、日本政府にはそれが欠落している。しかも入管収容や取り締まりにより多くの外国人は精神的・身体的疾患を被っている。日本政府のこのような対応は外国人の病気を引き起こし、ますます悪化させている。</p> <p>労働基準法は、国籍や在留資格の有無を問わずして適用となっているものの、実態は、外国人労働者の雇用形態は殆どが有期契約であり、特に製造業などにおいては、日本人と比較して低賃金となっている。また、外国人研修生・技能実習生は、労基法など法令に違反して働かされており、また、それに対する権利回復、制度改善、予防などが不十分である。さらには、パスポートの取り上げや外出の制限など自由が奪われた状態で働かされている実態がある。</p>
<p>68. インターネット上で差別的メッセージが広がって</p>	<p>12. パラ 68 (インターネット上の差別メッセージ) 電気通信事業者等から構成される日本の業界団体はガイドライ</p>	<p>「作成：反差別ネットワーク人権研究会」 業界団体の自主的規制などについては、団体加入プロバイダ</p>

ることに鑑みて、奈良県は46の市町村がつくる連絡センターを設け、そのようなメッセージを監視することを決めた。メッセージの大半(76パーセント)は部落を標的にしたものであり、部落の人びとを非人と呼んだり、抹殺を呼びかけたりしている。奈良連絡センターは、このようなメッセージを禁止し、書き込みした者を処罰する有効な法的枠組みの確立を求めて運動を行っている。2002年5月、インターネット・プロバイダの責任に関する法律が可決されたが、被害者保護が十分ではない。メッセージ削除するかどうかはプロバイダ次第だからである。

ンを設け、加盟業者がその約款において、他人の権利を侵害する差別的内容を含む不法・有害情報に関する措置について規定するよう定めている。また、ガイドラインを広く周知するとともに、インターネット接続事業者やガイドライン利用者への支援も行なっているところである。

このような措置に加えて、事業者側では、他人の権利を侵害する差別的情報の流布等の場合、約款に基づく削除などの適切な措置が電気通信役務提供者によってとられている。

また、2001年3月に施行された「特定電気通信役提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」(平成13年法律第137号、以下「プロバイダ責任制限法」)においては、情報の流通によって他人の権利が侵害される場合、i)当該情報を削除または放置した電気通信役務提供者の責任が制限されること、ii)当該情報によって権利を侵害された者は役務提供者に対し発信者情報の開示を請求できることが定められている。このように、同法はこれらの事案において自発的措置をとるよう電気通信役務提供者に促すものである。

プロバイダ責任制限法の制定とともに、2002年3月に開かれた電気通信事業者協会等の会議で「プロバイダ責任制限法 名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」が取りまとめられた。ガイドラインにおいては、特定電気通信による情報の流通により名誉を毀損され、またはプライバシーを侵害された申立者からの送信防止措置の要請を受けた場合に電気通信役務提供者のとるべき行動基準が明確化されている。ガイドラインは2004年10月に改訂され、法務省人権擁護機関がインターネット上に掲示された名誉毀損およびプライバシー侵害に係る情報の削除を要請する手続を定めることにより、より実効的な救済の枠組みが整えられた。

は少なく、ガイドラインに強制力はもたないためにこのガイドラインを守らないプロバイダが多数いる。また個人や法人が名誉毀損などを訴えた時には比較的対応するが、部落住民、在日コリアン、障害者等の特定集団全体に対する差別については対応していないケースが多数ある。

ガイドラインにそったプロバイダ約款はわかりにくいところにかかっているために、約款があることすら知らず、報告が少ないために適切な処理がおいつかない現実を政府は直視すべきである。一団体である当研究会に2005年度において年間2100件ものインターネットでの問題に対する相談がなされたことがそれをものがたっている。

プロバイダが自発的に削除した事例は少なく、プロバイダとなんどもメールとのやりとりの中で削除されており、プロバイダを過大評価し、事実から目をそらしていると言わざるをえない。

プロバイダ責任制限法はプロバイダの対応によって協力の度合いが違うため、実際には泣き寝入りするケースが少なくなく、個人の誹謗中傷のみに対応しており部落差別など特定集団全体に対する差別については実行力がない。

これはこの法律が審議された際の国会でも、当時の副大臣の答弁によって個人を対象としていることはあきらかである。また削除要請に対する法務局の対応でも「B,Kは基地外」という内容を法務局に報告したところ、Bは部落、Kは在日コリアンに対する隠語であり、基地外はキチガイという意味であるにもかかわらず、B、Kはイニシャルかもしれないし、基地外は基地の外という意味であるということから差別ではないとして取り合わなかったと報告されている。

このような差別書き込みの実態中には、公務員からの書き込みもみられる。これは人種差別撤廃条約第四条cに違反しており、一般的な書き込みに対しても国際人権規約第二十條に違反している。

さらに、「差別するのは当然である」というような書き込みがインターネット上に多く見られる。これは明らかな差別の扇動行為であるにも関わらず、日本政府の取っている措置では、これらを一概処罰できない。

このような国際法上禁止されている行為については罰則を国内法上整備すべきであり、また人種差別撤廃条約第四条a.bへの留保を撤回すべきである。

72. 最後に、最も甚大な表れ方をしているのは、文化的・歴史的性質を有する差別である。この種の差別は主にナショナル・マイノリティに影響を及ぼしているが、日本の旧植民地出身者の子孫に対しても同様である。こうした差別の根源は、日本人のアイデンティティ形成、日本史の記述および教育のあり方、関係するコミュニティや人びとについてのイメージ、ならびにこのような人びとに対する社会の見方にある。たとえば部落の人びとについていえば、部落差別の歴史的起源が封建時代における分業のあり方と結びついていることは、現在、若い世代の教育において重要視されていない。こうした事実がはっきりと教えられなければ、部落コミュニティに対して存在する否定的なイメージ見方は強まるだろう。コリアン・中国人コミュニティについては、こうしたマイノリティに対する差別の歴史的・文化的根深さが日本では認識されていない。このことは、日本史における特定の出来事、とりわけ朝鮮半島や中国との歴史的関係に関わる出来事を学校教科書でどのように記述すべきかをめぐって、しばしば起こる論争によっても明らかである。特別報告者はまた、若い世代向けのメディアおよびその他のコミュニケーション手段において、コリアン・中国人への強い差別意識が存在することも見出した。特別報告者は、日本の植民地支配の歴史におけるもっとも重要な出来事を否認・修正し、また朝鮮半島や中国の文化・文明をおとしめることを目的とする、『マンガ嫌韓流』や『マンガ中国入門 やっかいな隣人の研究』といった新刊コミックが最近ベストセラーになっていることを知った。これらの著作は、「韓国文化には誇るべきところなど何も無い」と述べたり、中国人を食人文化や売春にとりつかれた人びとのように描いている。他のアジア・中東・アフリカ諸国や、実にヨーロッパ諸国出身の外国人・移住労働者に対する差別は、文化的・歴史的な外国人嫌悪のみならず、程度の差こそあれ、そうした人びとの文化・歴史・価値体系へのはなはだしい無知とも結びついている。

13. パラ 72 (マイノリティに関する歴史の記述・教育)

報告書は、「たとえば部落の人びとについていえば、部落差別の歴史的起源が封建時代における分業のあり方と結びついていることは、現在、若い世代の教育において重要視されていない」と述べている。しかし、日本は 2002 年、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づく「人権教育・人権啓発基本計画」を策定した。部落/同和問題も、明確な人権問題のひとつとして同計画で取り上げられているところである。日本においてはこの基本計画を検討に置いて人権教育が推進されている。部落の「若い世代の教育において重要視されていない」という一文は、事実ではないので正確ではない。

【作成：BLL/BLHRRI】

報告書は、部落問題に限らず、アイヌ民族・沖縄の人びと(ナショナル・マイノリティ)、コリアン・中国人コミュニティ、移住者を含むマイノリティの文化・歴史・価値体系、日本の植民地支配や差別の歴史が適切に教えられていないため、根深い文化的・歴史的差別が生じていることを指摘している。政府は、これらの指摘には全く反応していない。

報告書に挙げられている著作物は、明らかに人種差別撤廃条約に規定されている「差別表現、あるいは差別的な思想・文書の流布」であるが、政府は何の対策もとっていない。

政府文書で挙げられている 2002 年の「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の目的には、部落問題をはじめとする差別撤廃が取り上げられてはいるが、学習指導要領に部落問題をはじめ差別撤廃のための教育が位置づけられていないために、すべての学校でこのための教育が行われることとはなっていない。

例えば、部落問題に関しては、以下のような実態が現状としてあり、「重要視されていない」と当事者が受けとめていることを正面から受け止めるべきである。

1. 小学校、中学校、高等学校での日本の歴史を扱った教科書を分析したとき、部落の歴史を取り上げていない教科書が一部にみられる。また、部落の歴史が取り上げられているものでも、分量が限られていたり、今日の研究成果が反映されていないものがみられるという問題がある。

参考資料：足立翔治「歴史教科書における部落問題の記述比較検討 - 小学校・中学校・高等学校の現行課程版 (2002 年度版) を中心に -」教育実践研究 5、2005 年

2. また、教科書に部落問題の記載があるにもかかわらず、実際の授業では教えていない学校が少なくない。また、教えている場合でも、その方法が適切でないため、おもしろ半分、または相手に打撃を与えるために部落に対する賤称語が子どもたちによって使われるという事件が後を絶たない現状がある。このように、教科書に記載があったとしても、極めて不十分な実情がある。
3. このため、学習指導要領に部落差別撤廃のための教育を明確に位置づけるとともに、小学校、中学校、高等学校での日本の歴史等を扱った教科書に、部落の歴史を必ず含むこと、その際、最新の研究成果を反映したものとするとともに

		<p>に、部落の人びとが、産業や文化、人権の面などで果たしてきた積極的な面を含むことが必要である。また、これらの教科書を使った効果的な授業方法の開発と奨励が求められている。</p>
<p>74. (人種差別等の公的認知と被差別集団の実態調査、政府の政治的意思の表明) 政府は、もっとも高いレベルにおいて、日本社会に人種差別および外国人嫌悪が存在することを、正式にかつ公的に認めるべきである。これは、日本の被差別集団それぞれの実態調査を実施することにより、なされなければならない。政府はまた、もっとも高いレベルにおいて、日本社会における人種差別・外国人嫌悪の歴史的小および文化的根本原因も正式にかつ公的に認め、これと闘う政治的意思を明確かつ強い言葉で表明すべきである。そのようなメッセージは社会のあらゆるレベルで差別や外国人嫌悪と闘う政治的条件を作り出すだけでなく、日本社会における多文化主義の複雑な、しかし深遠なプロセスの発展を促進することになるだろう。さらに、グローバル化の文脈において、そのようなメッセージは世界、とりわけ日本と経済的関係がある国々やその市民あるいは国民が日本に移住または日本を訪問している国々において、日本の評価およびイメージを高めることも間違いない。観光あるいは仕事上の理由で外国をますます訪れるようになってきている日本の市民は、自らが受けるかもしれない差別行為と闘うのみならず、自国のイメージを促進する上でも、より道徳的に強い立場に立てることになるだろう。</p>	<p>14. パラ 74 (勧告：人種差別の公的認知と被差別集団の実態調査、政府の政治的意志の表明) 日本は1995年12月15日にあらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約を締結した。その前文においては、この条約の締約国は「あらゆる形態及び表現による人種差別を速やかに撤廃するために必要なすべての措置をとること並びに人種間の理解を促進し、いかなる形態の人種隔離及び人種差別もない国際社会を建設するため、人種主義に基づく理論及び慣行を防止し並びにこれらと戦うことを決意」すると定められている。この点、日本はすでに差別と闘う意思を表明しており、あらゆる形態の人種差別の根絶のために努力してきたところである。 日本政府は、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第7条に基づき、2002年3月、閣議決定により人権教育・人権啓発基本計画を策定した。基本計画は、同和問題、アイヌの人々・外国人問題といった、取り組みが必要な具体的人権問題を掲げ、このような人々に対する偏見と差別を撤廃するための措置が推進されるべきことを定めている。基本計画に基づく人権教育・人権啓発のための措置は、同法第8条にしたがって、年次報告の形で国会に報告されているところである。 また、法務省人権擁護機関は年間を通じ、人権促進のためのさまざまな活動を全国的に進めている。とくに人権週間(12月4～10日)の期間中は、「部落差別をなくそう」「アイヌの人々に対する理解を深めよう」「外国人の人権を尊重しよう」などの強調事項を定めて促進活動を進めてきた。</p>	<p>【作成：上村英明(市民外交センター)】 日本政府は、人種差別撤廃条約によって救済される対象として、被差別部落出身者、沖縄・琉球人、婚外子などを認めておらず、アイヌ民族も先住民族として認めていない。こうした公的認知の欠如は、差別撤廃の大きな障害である。さらに、人権教育・人権啓発基本計画は、日本における被差別集団がどのような背景から差別や偏見の犠牲となり、どのような人権侵害の被害者となってきたかを、歴史にさかのぼることを含めて、分析していない。また、こうした差別によって、だれが利益や便益を受けたのか、行政はどのような責任を負うべきなのかも一切明確にされていない。それに伴い、被差別集団に対し、差別撤廃政策の基礎となるいかなる実態調査も日本政府の責任の下で行われていない。基本計画にあるのは、差別は心の問題として無くさなければならず、啓発のビデオや講演を単発的に見たり、聴いたりしようという実績作りだけである。この結果、人権教育・人権啓発がどの程度の効果を挙げており、さらに残された課題は何かといったきちんとした評価が被差別当事者など適切な第三者によって行われたこともない。加えて、人種差別撤廃委員会の勧告も誠実に履行されておらず、十分な国内広報さえ行われていない。こうした点から、差別発言、差別行為は政治家のそれを含めて日本各地で繰り返されており、政治的意思が明確に表明されていないことは差別撤廃に関する大きな問題のひとつである。</p>
<p>75. (公務員による差別的発言への対応) 政府は、自国が批准している人種差別撤廃条約第4条、とりわけ締約国は「国又は地方の公の当局又は公の機関が人種差別を助長し又は扇動することを許さない」と規定する同条(c)¹⁴に従い、また、「差別、敵意又は暴力の扇動となる国民的、人種的又は宗教的憎悪の唱道」を禁止する、同様に日本が批准している自由権規約第20条に従い、人種差別および外国人嫌悪を許容しあるいは奨励さえる公務員のいかなる発言に対しても、強い非難と反対を表明しなければならない。</p>	<p>15. パラ 75 (勧告：公務員による差別的発言への対応) あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約第4条(c)は、締約国に対し、国または地方の公の当局による公権力の行使において、人種差別を助長または扇動する措置が認められないことを確保するよう求めている。公の当局が公権力の行使としてまたは措置の一環として差別を助長または扇動すれば、処罰の対象とされることは期待できないためである。日本においては、国または地方の公の当局または機関がその権限に基づいて「人種差別を助長し又は扇動する」法律を制定しまたはそのような措置をとれば、これらの措置は無効であり認められない。</p>	<p>【作成：RAIK】 日本においては、自由権規約や人種差別撤廃条約に加入した後、石原都知事をはじめ政治家たちが人種主義による言説を弄し、差別発言を繰り返している。石原慎太郎氏の2000年4月の「三国人」発言に対して、人種差別撤廃委員会は「当局がとるべき行政上または法律上の措置をとっていない」と指摘したが(2001年3月)、日本政府は、都知事の発言が「人種差別の助長等の意図を有していない」ものとして擁護し(同年8月)、是正措置をとらなかった。 石原都知事はその後も、口上書10段落へのコメントにも詳述</p>

	<p>憲法で法律の下の平等が保障されており、憲法に反する法律、指示および公権力の行使は無効だからである。日本は条約第4条(c)を遵守し続けている。</p>	<p>したとおり、人種差別的な発言や記述を繰り返している。2006年9月15日には、警察庁・防衛庁・総務省消防庁・海上保安庁が後援するシンポジウムにおいて、「不法入国の三国人、特に中国人ですよ。そういったものに対する対処が、入国管理も何にもできていない」と発言した。石原都知事は、2000年の「三国人」発言の後には、「今後は、誤解を招きやすい不適切な言葉を使わない」と表明し、同年4月19日、文書で「一般の外国人の皆さんの心を不用意に傷つけることとなったのは本意であり、極めて遺憾」と陳述したにもかかわらず、再び同様の暴言を繰り返した。</p> <p>他にも、江藤隆美・衆議院議員は2003年7月12日、「[東京の繁華街]新宿歌舞伎町は、第三国人が支配する無法地帯。[略]韓国やら中国やらの不法滞在者が群れをなして、どろぼうやら人殺しばかりしている」と発言。また麻生太郎・総務大臣(現・外務大臣)は2005年10月15日、「一文化、一文明、一民族、一言語の国は、日本の他にはない」と放言した。また、森元首相の、自らの内閣が「私生子のように生まれたと言われるのは不愉快である。」という発言に代表されるように、差別的比喻による婚外子に対する差別発言が国会で常態化している。</p> <p>このような、「選挙によって選ばれた公務員」による度重なる暴言は、「国または地方の公の当局がその権限に基づいて、人種差別を助長し又は煽動する行為」である。これに対して、何一つ是正措置をとろうとせず、度重なる差別的発言を黙認している日本政府は、人種差別撤廃条約が第4条(c)項で定めている締約国の義務を意図的に懈怠していることは明らかである。</p>
<p>76. (差別禁止・処罰法の制定) 政府および国会は、緊急事項として、憲法および日本が締約国となっている国際文書(人種差別撤廃条約、自由権規約および社会権規約を含む)の規定を国内法体制内で実施するよう、人種主義、差別および外国人嫌悪を禁止する国内法の採択に取り組むべきである。そのような国内法は、次の要件を備えていることが求められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> - あらゆる形態の人種差別ならびに特に雇用、居住および結婚の領域における差別を処罰し、かつ、被害者に対し効果的な保護および補償を含む救済へのアクセスを保障すること。 - 人種差別撤廃条約第4条に規定されている通り、人種的優越または憎悪に基づいており、かつ人種 	<p>16. パラ 76 (勧告：差別禁止・処罰法の制定) 憲法第14条においては人種主義や外国人嫌悪が禁じられている。同条は私人間の関係に直接適用されるものではないが、同条の趣旨は、民法の不法行為その他の事項に関する規定を通じて私人間の関係にも適用されると解釈されているところである。また、人種差別によって損害または被害を受けた被害者は、民法の不法行為条項にしたがって損害賠償を請求することができる。</p> <p>2003年10月の衆院解散により廃案となった人権擁護法案は、人種、民族、信条、性別、社会的身分、門地、障害、疾病および性的指向に基づく差別およびこれらの差別を助長する行動を明示的に禁止することを目的としていた。さらに、簡便、迅速かつ柔軟な救済を提供し、これによって現行制度よりも効果的</p>	<p>【作成：多民族共生人権教育センター(MEHREC)】</p> <p>政府は「憲法によって人種主義や外国人嫌悪が禁じられ、人種差別によって被害を受けた被害者は損害賠償を請求することができる」としている。しかし、民法上の不法行為を立証するには被害者が被害事実の全てを証明しなければならず、隠蔽化されている人種差別の現状において、物的証拠のない差別発言や差別行為を立証することは非常に困難である。そのため、現在の法制度では差別による被害者の立場に立った判断を行うことは難しく、被害者が被害者として訴え出ることが難しい状態となっている。また、被害者が特定の個人である場合は侮辱罪や不法行為などによって規制することもできるが、被害者が不特定多数の集団である場合、例えばインターネット掲示板などで見られる「朝鮮人はゴミだ」といった誹謗中傷については、</p>

<p>差別を助長または扇動する、すべての宣伝およびすべての団体は犯罪であると宣言すること。これとの関連で、特別報告者は、条約の第4条(a)および(b)に関して日本が行なった留保は、事情のいかんを問わず実施されるべき性格をもつ第4条に基づく日本の義務と抵触するものであり、また人種的優越および憎悪に基づくあらゆる思想の流布の禁止は意見および表現の自由についての権利と両立するとする、人種差別撤廃委員会の見解を共有する。従って、人種差別を助長または扇動するすべての宣伝およびすべての団体の禁止を国内法体系に含めることを回避するために、意見および表現の自由についての権利を援用することは、妥当ではない。</p> <p>このような法律の策定過程においては、関係コミュニティとの協議およびその参加が保障されるべきである。</p>	<p>な制度を設けるために、独立行政委員会である人権委員会の設置も予定されていた。</p> <p>日本政府は現在、同法案を可能なかぎり早期に国会に再提出するためその見直しを進めているところである。</p> <p>人種主義、外国人嫌悪およびその他の形態の差別と見なされる行為は、さまざまな場面で、またさまざまな態様で行なわれる可能性がある。報告書が勧告するように「あらゆる形態の人種差別」を処罰することとなれば、言論・表現の自由等の憲法上の保障の侵害につながるおそれがある。また、かかる刑事立法は適用範囲が著しく不明確であり、憲法第31条から派生する罪刑法定主義の原則にも違反する可能性がある。</p> <p>人種または国籍によるものを含む差別は憲法第14条で禁じられているので、政府はかかる慣行の廃止・防止に努力すべきであり、現に努力しているところである。同時に、このような目的で刑事罰を活用することは、前述のように重大な憲法上の懸念を引き起こすことも想起されなければならない。刑事罰は人権に強い制限を課すものであるので、立法にあたっては謙抑的であるべきである。</p>	<p>現行法では規制する手段がない。従って、民法上での判断ではなく、あらゆる差別を禁止すると明言した差別禁止法の制定が必要不可欠である。</p> <p>そして、人権擁護法案では、該当する差別として人種・民族・信条・性別・社会的身分・障がいなどが挙げられているが、ここでは国籍による差別が含まれていない。現在の日本社会では日本国籍の有無が重要視され、差別の大きな原因となっている。その象徴として、2005年の通常国会で人権擁護法案の再提出に向けた動きがあった際、自由民主党からは「北朝鮮政府の意をくんだ人物が入りかねない」などとして人権擁護委員の資格要件に国籍条項を付けるという動きがあった。これはまさに国籍による差別である。人権擁護法案の審議過程でこうした問題が出てくるということは、日本政府が外国人差別の現状を把握していないことの現れである。さらに、ディエン報告書の76段落で挙げられている「結婚の領域における差別」について言えば、人権擁護法案審議過程において、社会的身分の典型例である婚外子に対する法制度上の差別についての言及が一切ない。また、政府は婚外子に対する人権啓発を全く行っておらず、社会的差別すら容認した「民法の解説書」が公刊されている有様である。あらゆる人権を擁護しなければならないと考えるのならば、政府は日本社会における差別の実情を謙虚に受け止め、差別を禁止する法律を早急に策定するべきである。</p>
<p>77. (差別的身元調査の禁止 / ILO111号条約の批准)</p> <p>ある人を、採用、住居の賃借もしくは売買、またはその人のその他の権利の行使に関して差別するために使用される、個人の出自に関するリストおよび調査を禁止する適切な法規定を採択するべきである。1985年の大阪府部落差別調査等規制等条例を基礎にすることができるが、その適用範囲は拡大することが求められる。また、日本が、雇用および職業に関する差別を禁止するILO第111号条約(1958年)を批准することも勧告する。</p>	<p>17. パラ 77 (勧告：差別的身元調査の禁止 / ILO111号条約の批准)</p> <p>日本政府はILO条約を、関連の国内法規と一致していることを確認したうえで批准している。条約の批准の可能性を検討するにあたっては、日本政府は当該条約の目的、内容および意義を考慮に入れているところである。</p> <p>ILO第111号条約(雇用・職業差別条約)は、雇用および職業に関わる広範な差別を対象としている。日本においては、日本政府によって、関連の労働法規の規定を通じて雇用および職業に関わる差別に対する基本的対策がとられているところである。しかし、日本政府としては同条約の批准は慎重に検討したい。同条約の規定と関連の国内法規との一致に関してさらなる研究が必要なためである。</p>	<p style="text-align: right;">【作成：BLL/BLHRR】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 戸籍は家族単位で記載されるため、婚姻の状況や親族関係を知ることができる。また、祖先の出身をたどることができるので、被差別部落出身や外国籍からの帰化などを知ることができる。 2. 国・地方公共団体の職員、弁護士、司法書士、行政書士を含む特定の9業種は、「職務上請求書」を利用して、他人の戸籍を本人の知らない間に取得することができる。2005年1月以降、兵庫県、大阪府、愛知県、東京都などで、この「職務上請求書」を悪用して、複数の行政書士が戸籍謄本などを大量に不正取得して民間の調査会社から報酬を得ていた事実が次々に発覚した。調査会社は、部落出身を含み採用予定者の身元を調べたい企業や、子どもの結婚相手の家系を知りたい親などの依頼を受けていた。婚外子は、婚外子であることが戸籍に一見して明瞭に記載されており、ただちに差別につながる。

		<ol style="list-style-type: none">3. 被調査者が部落出身者でないかどうかを調べる場合、不正に得た戸籍の照合の基になるのが「部落地名総鑑」である。1975年に存在と大量の流布が発覚した「部落地名総鑑」はその全容は不明であり、すべて回収されたわけではない。事実、2005年末から2006年始めにかけて、大阪の調査業者から新たに3冊の「部落地名総鑑」が回収された。この内2冊は、これまで確認されていなかった新しい種類の「部落地名総鑑」である。深刻な問題は、これら新しい2種類の「部落地名総鑑」が、いずれも原版ではなく、コピーされたものだという点である。まだまだ多くの調査業者によってこれらの「部落地名総鑑」が所持されている可能性は少なくない。4. 2006年9月末に、大阪の調査業者から、フロッピーに記録された2種類の「部落地名総鑑」が回収された。2種類ともこれまで発見された「部落地名総鑑」がデータとしてフロッピーに保存されていた。データは簡単にコピーできることを考慮したとき、極めて深刻な被害を与える可能性が大きい。5. これら現実を直視したとき、「部落地名総鑑」等を使った差別身元調査なり、就職差別を禁止する法律の早期制定とILO111号条約の早期批准が求められているといわねばならない。6. さらに、戸籍を個人単位にするか、事件別の登録にする等、戸籍制度の抜本的改革が不可欠である。
--	--	---

78. (差別禁止規定を含む人権擁護法の早期制定)

人権擁護法案に関して、特別報告者は、法案には人種主義、人種差別および外国人嫌悪の明確な禁止が含まれなければならないと考える。特別報告者はそのような規定の採択が緊急課題であることをあらためて述べるとともに、国会に対し、そのような法律の議論および採択を優先事項として遅滞なく進めるよう求める。

18. パラ 78(勧告：差別禁止規定を含む人権擁護法の早期制定)

日本政府は現在、法案を可能なかぎり早期に国会に再提出するためその見直しを進めているところである。

【作成：IMADR-JC、藤本伸樹】

ディエン報告書の 78-80 段落は、差別禁止規定を含む法律の早期制定や、国内人権機関および差別問題専管部局の設置、また、人種差別と闘う国内行動計画の起草など、幅広く具体的な勧告を行なっている。日本政府は、その全てに対して、2003 年に廃案となった「人権擁護法案」の内容を説明し、その国会再提出の検討していることを示すにとどまっている。

差別禁止規定を盛り込むなど、歓迎すべき点もあるが、人権擁護法案には多くの問題点があった。日本政府は、同法案によって設立が提案されていた人権委員会は「パリ原則にしたがって、内閣や法務大臣の影響を排除するための高度の独立性が確保される予定であった」としている。しかし、この人権委員会が法務省の外局として設置されることや、事務局が主に法務省からの出向による職員によって構成される予定であったこと、また、地方における組織基盤が脆弱であることなど、独立性や実効性、提言機能の確保などに重大な懸念があり、おおよそパリ原則に合致するものではなかった。さらに、同法案で禁止される差別に、婚外子に対するものや国籍にもとづくものが含まれていないという欠陥もある。

このような法案に対してすら、人権委員会の委員任命における国籍条項の付加を主張したり、成立自体に反対したりする人種主義的な論調が国内に存在する。政府には、抜本的に法案を改善し、強い意志を持って、差別撤廃のために真に効果的な法律の制定に向けて全力を尽くすことが求められる。

報告書は、第 79 段落で、「政府が部落差別を含む差別問題を特に取り扱う適切な行政部局を設置すること」を勧告しているが、政府の文書はこれには何ら触れていない。日本政府はこの文書の冒頭で、「人種差別と闘うためにあらゆる措置」をとってきたと明言している。その姿勢を維持するならば、勧告を履行しない理由がない以上、人権擁護法案の制定とは別途に、直ちに適切な措置をとり、差別問題を専門に取り扱う行政部局を設置するべきである。

報告書は、第 80 段落で、緊急の課題として、人種主義・人種差別および外国人嫌悪と闘うための国内行動計画が、マイノリティとの緊密な協議のもとで策定されることを勧告し、またその行動計画がダーバン宣言および行動計画を踏まえたものであることを求めている。このことにも、日本政府の文書は全く触れていない。

<p>79. (国内人権機関のあり方/差別問題専管部局の設置) 平等および人権のための国家委員会が、パリ原則、とりわけその独立性の要件に従って設置されるべきである。あらゆる形態の差別には相互につながりがあることを踏まえ、また効率性と効果的な権限の付与のため、この委員会の任務には、現代的差別のもっとも重要で現に関連し合っている領域、すなわち人種、皮膚の色、ジェンダー、世系、国籍、民族的出自、障害、年齢、宗教、性的指向が総合的な形で集約されなければならない。この委員会は、法務省ではなく内閣府の付属機関とされるべきである。法務省は、そのような機関が検討を担当することになる人権政策の実施を所掌する政府部局だからである。また、現在、国中で生じている人権侵害に関わる事案が年間およそ2万件、法務省に提出されていることから、そのような委員会は地方自治体レベルにも事務所を持つべきである。さらに、この委員会の調査員になるための国籍条項は、差別的であるから設けられてはならない。また、政府が部落差別を含む差別問題を特に取り扱う適切な行政部局を設置することも勧告される。</p>	<p>19. パラ 79 (勧告：国内人権機関のあり方/差別問題専管部局の設置) 2003年10月の衆院解散により廃案となった人権擁護法案は、国家行政組織法第3条の2による独立行政委員会として人権委員会を設置することを目的としていた。同委員会には、委員長および委員の任命方法に関わる独立性の付与、委員の地位の保障およびその公的権限の独立性の保障により、パリ原則にしたがって、内閣や法務大臣の影響を排除するための高度の独立性が確保される予定であった。人権委員会は法務省の外局として設置され、人権の保護を主たる職務とし、人権救済に関する専門的知識および経験を備えたスタッフから構成されることとされていた。また、上述のように、法案では高度の独立性が確保されていたので独立性に関しても問題は生じないはずであった。さらに、法案においては地方事務所の設置も定められており、委員会は、指定の案件の調査を担当する人権擁護委員に外国人を任命することも可能であるとされていた。また、委員会は差別の問題に対応することとされていた。日本政府は現在、法案を可能なかぎり早期に国会に再提出するためその見直しを進めているところである。</p>	<p>2001年に国連が開催した「人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容に反対する世界会議」(ダーバン会議)において、人種主義・差別撤廃に向けた122項目の宣言と219項目にわたる行動計画が採択された。この行動計画では、「国家に、自国が参加した地域会議の宣言や行動計画において同意したすべてのコミットメントを着実に実施し、他の関連する文書や決議に掲げられた目的に従い、それらの規定に応じて、人種主義、人種差別、外国人排斥および関連のある不寛容と闘うための国家政策や行動計画を策定するよう要求する。(後略)」(167段落)をはじめ、(国家人権委員会の有無にかかわらず)立法を含む国内政策および行動計画を策定するよう繰り返し要請している。しかし、日本政府は5年以上を経た2006年12月現在において、国内行動計画をいまだに策定していない。国連総会は2006年12月19日、ダーバン会議の宣言および行動計画の実施をめぐるその後の取り組みに関して、「人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容の完全撤廃をめざしたグローバルな努力、ならびにダーバン宣言および行動計画の包括的实施とフォローアップ」(A/61/441)という決議を採択した。同決議は、各国政府に人種主義、人種差別などと闘うための施策の包括的实施を求め、「国内行動計画をまだ策定していない政府に対して、ダーバン会議において約束された各国のコミットメントに基づくこと」(27段落)を求めている。日本政府は、この決議に賛成しているだけに、国内行動計画を早期に策定・実施することによって、国際的な約束を果たすことが求められている。報告書の勧告では人権委員会が行動計画を起草することを求めているが、国家人権委員会の有無に関わらず行動計画の策定を求めているダーバン宣言から5年も過ぎていることを考えれば、人権委員会が発足するのを待つのではなく、前述のように政府が差別問題専管部局を設置するなどして、政府の責任において緊急の課題として作成することが求められる。</p>
<p>80. (人種差別等と闘う国内行動計画の起草) 平等および人権のための国家委員会は、緊急の課題として、人種主義、人種差別および外国人嫌悪と闘うための国内行動計画を、関係するマイノリティとの緊密な協議の上起草し、政府に提出すべきである。その国内行動計画はダーバン宣言および行動計画を踏まえたものでなければならない。</p>	<p>20. パラ 80 (勧告：人種差別と闘う国内行動計画の起草) 人権擁護法案で設置が予定されていた人権委員会は、法案の目的を達成するために必要な事項に関し、内閣総理大臣その他の行政機関の長に対し意見を提出することができることとされていた。日本政府は現在、法案を可能なかぎり早期に国会に再提出するためその見直しを進めているところである。</p>	<p>【作成：移住連】 この通報制度は、ある人が外国人かどうか、また在留資格の有無について、その人の外見で判断させることを政府機関が促しているものである。国籍は外見で判断できず、また、外国籍者だとしても、その在留資格の有無は、本人のパスポートなどを確認しないかぎり分からない。そうした状態の中で「不法滞</p>
<p>81. (「不法滞在者」通報制度の廃止) 法務省入国管理局のウェブサイト上において導入された、不法滞在者の疑いがある者の情報を匿名で通報するよう市民に要請する制度は、人種主義、人種差別および外国人嫌悪を煽動するものである。この制度は、本質的に外国人を犯罪者扱いする発想に基づくものであり、外国人への疑念と拒絶の風潮を助長す</p>	<p>21. パラ 81 (勧告：「不法滞在者」通報制度の廃止) 入国管理局は、出入国管理及び難民認定法(以下「入管法」)第62条第1項に基づき、不法滞在の可能性のある外国人についての情報を電話・郵送で受け付けていた。電子メールで情報を受け付けるのはかかる情報の受け付け方法のひとつとして新たに加えられたものであり、これにより人種主義、人種差別および</p>	<p>【作成：移住連】 この通報制度は、ある人が外国人かどうか、また在留資格の有無について、その人の外見で判断させることを政府機関が促しているものである。国籍は外見で判断できず、また、外国籍者だとしても、その在留資格の有無は、本人のパスポートなどを確認しないかぎり分からない。そうした状態の中で「不法滞</p>

<p>る。従って、この通報制度は遅滞なく廃止されなければならない。</p>	<p>外国人嫌悪が喚起されまたは助長されるという主張については、そのような意図または事実はない。</p> <p>入国管理局は、情報受け付けの趣旨をウェブサイトの冒頭で明らかにしており、また適法に滞在している外国人に対する誹謗中傷は固く禁じられていること、誹謗中傷を防ぐために電子メールを送った者のIPアドレスが自動的に取得されることを警告している。入国管理局は、この制度が入管法第62条第1項に定められた趣旨から逸脱することのないよう注意深い運営も図っており、制度の誤用・濫用や誹謗中傷の喚起を防止しているところである。</p> <p>電子メールで受け付けた情報は、電話・郵送で受け付けた情報と同様、開示することなく慎重に検討し、十分な調査の対象とされる。その後、当該情報は、外国人の排除の問題や人権問題を引き起こすことがないように万全を期したうえで活用される。</p> <p>日本の出入国管理行政は、我が国の出入国管理政策の一環として、不法滞在外国人数を半減するための強力な措置の促進を通じて治安回復を図ることのみならず、あらゆる外国人の受入れについて日本社会に悪影響を及ぼす不法滞在外国人の減少を通じ、外国人が容易に受け入れられるような環境を整えることによって、外国人を広く受け入れることも目指すものである。</p> <p>電子メールによる情報の受け付けはこのような出入国管理政策上の意図に基づくものであり、人種主義、人種差別および外国人嫌悪を助長するものではない。入国管理局による同制度の廃止は不必要である。</p>	<p>在者と思われる人」を何とか疑おうとすれば、「外国人風」という外見や人種や民族、言語上の特長によらざるを得ない。つまり、今回の通報サイトによって標的にされるのは、日本国籍者も含む人種的、民族的、言語的マイノリティであり、さらにその中でも、「不法滞在者」が多いというイメージを持たれている国の出身者である。外見でその人が「入管法違反者かもしれない」と判断させることは、その人に対して否定的なイメージを作り出し、差別と偏見を助長するものである。</p> <p>この点については、ディエン報告書の61段落においても「市民は他人の国籍を調べることはできないので、ある人が不法滞在者ではないかとの疑いをもちうるのは、人種的・言語的特徴に基づく「外国人らしさ」によってのみである。この制度は、人種を理由とする犯罪者推定と外国人嫌悪を直接扇動するものである。」と指摘されているが、日本政府は、これについては何ら見解を示していない。</p> <p>また、インターネットは、他の通信技術と比較して極めて安易に情報発信ができるものであり、電話や郵便と同列に論じることが出来ない。匿名性については、IPアドレスを自動的に取得されているとはいえ、これは、送信元のコンピュータは特定できても、送信者を特定できるものではない。</p>
<p>82. (歴史教科書の見直し)</p> <p>政府は、マイノリティの歴史や近隣諸国との関係が客観性と正確さを備えた上でよりよく反映されるようにするために、歴史教科書を改訂すべきである。特別報告者は、歴史教科書のなかで、部落の人びと、アイヌ民族、沖縄の人びと、コリアンまたは中国人の歴史に割かれた部分がとりわけ削減されていることを懸念とともに認め、従って、政府に対し、忘れ去られることのない歴史、関係する人びとおよびコミュニティの関係と相互作用、ならびにこれらの集団が受けてきた差別の淵源と理由の視点から、これらの集団の歴史および文化に関する詳細な項目を含めるために、そのような教科書の改訂を進めるよう促す。日本人のアイデンティティ形成に対するこれらの集団の重要な貢献もまた強調されなければならない。また、教科書に、植民地時代および戦時に関連して日本が行なった犯罪（その責任を</p>	<p>22. パラ 82 (勧告：歴史教科書の見直し)</p> <p>報告書は、「教科書に、植民地時代および戦時に関連して日本が行なった犯罪……に関する説明を記載すべきである」と述べている。我が国には、過去の一定期間に日本が多くの国々 とくにアジアの国々 の人々に加えた相当の危害について記述していない歴史教科書は存在しないのであるから、この要請は現実の誤解に基づくものである。</p> <p>さらに、報告書は同和地区（部落）の人々、アイヌの人々、沖縄の人々、コリアンおよび中国人に関して、「政府に対し、……これらの集団が受けてきた差別の淵源と理由の視点から、これらの集団の歴史および文化に関する詳細な項目を含めるために、そのような教科書の改訂を進めるよう促す」と述べている。マイノリティ差別の問題については公民教科書で触れられているにも関わらず、この要請ではかかる現実が無視されているの</p>	<p>【作成：子どもと教科書全国ネット 21】</p> <p>日本政府「口上書」22段落で、「過去の一定期間」という曖昧な表現を用いている。いつのことかきちんと説明していないが、日本による植民地支配は、戦争中に限ったことではないことをまず政府は認識し、明らかにすべきである。日本が戦争を始める以前、近代国家が始まったとほぼ同時に、日本は沖縄や北海道に対して、最初は外交手段を用いながら、様々な形で圧力をかけて植民地化していった。その延長上に、アジア侵略や戦争があるのである。戦争中の危害だけでなくそのような歴史も教科書においても明らかにされる必要がある。</p> <p>政府文書には、「多くの国々 - とくにアジアの国々 - の人々に加えた相当の危害について記述していない歴史教科書は存在しないのであるから、この要請は現実の誤解に基づくものである」とあるが、ディエン報告書にある「この要請」を満たすほどの</p>

<p>認めることも含む)ならびに「慰安婦」制度の設置に関する説明を記載すべきである。特別報告者は、学校教科書の内容の決定が、国レベルでの説明責任を問われることなく行なえることを懸念する。従って特別報告者は、上記の最低限の内容上の要件が学校教科書に盛り込まれることを保障するために、学習指導要領を改訂するよう勧告するものである。さらに、この地域の国々の現在および将来の関係に対して歴史の記述および教育が与える根本的な影響に鑑み、特別報告者は、ユネスコがアフリカ、ラテンアメリカ、カリブ海諸国および中央アジアの地域的歴史を記述した精神と科学的方法論に従って、日本が、この地域のすべての国との協議およびその同意のもと、ユネスコに対してこの地域の通史の作成プロセスの開始を奨励するよう勧告する。</p>	<p>である。 報告書は加えて、「学校教科書の内容について地域で決定することができ、国レベルでの統制がなら行なえない」と述べている。しかし、これは教科書の認可・採択に関する日本の制度を誤解したものである⁴。日本の制度においては、民間の教科書出版社が教科書を編集し、政府（文部科学省）の認可を得て、認可を受けた教科書のなかから地方自治体が使用教科書を選ぶのである。 このパラグラフは、パラ 59・72 とともに、上述のような日本の教科書認可制度および教科書の記述に関わる状況を誤解し、また誤って描き出したものである。 ⁴訳注：報告書の当該部分（パラ 82）は、ディエン特別報告者によって2006年3月31日付けで出された正誤表（E/CN.4/2006/16/Add.2/Corr.1）により、「学校教科書の内容の決定が、国レベルでの説明責任を問われることなく行なえることを懸念する。」「上記の最低限の内容上の要件が学校教科書に盛り込まれることを保障するために、学習指導要領を改訂するよう勧告するものである。」と修正されている。日本政府のコメントは、この修正に基づいていない</p>	<p>記述をしている教科書はないので、「誤解」ではない。また、扶桑社教科書を含め、日本のアジア侵略を「相当の」危害であるという認識のうえで記述されていない教科書が複数ある。さらに、90年代の歴史教科書、中学校は97年版、高校は94年版と現行本の日本の戦争に関する記述を比較すれば、明らかに後退していることが明白になる。 「マイノリティ差別の問題については公民教科書で触れられている」とあるが、同様の理由で事実と反する。しかも「公民教科書」が、中学校と高校のいずれの教科書を指すのかが意図的に曖昧にされているのではないか。前者なら、扶桑社版には「マイノリティ差別」が記述されているのかどうか、政府に立証責任がある。全発行者の関連記述を引用すべきである。報告書で、マイノリティの歴史をよりよく歴史教科書に反映させるために提示されている複数の提案に関して、政府は何ら回答を行っていない。 特別報告者が勧告するとおり、内容を正しく反映した教科書が学校で広く使用され、教育現場において過去の戦争犯罪や植民地支配、マイノリティの歴史が正確に教えられるよう保障するため、学習指導要領の改訂を行なうべきである。また、教科書の採択に教員や地域社会の意見が反映させられるよう、検定・採択過程を民主化することが求められる。 また、地域の通史の編纂に関する勧告についても、前向きに受け入れ、歴史教科書・歴史教育への反映を含めて政府はきちんと実現すべきである。</p>
<p>84. (被差別集団の文化促進プログラム) 政府が被差別集団の文化促進プログラムを開始するよう要請する。例えば、部落の人びとに対する日本社会の認識を文化を通して変えるため、部落の人びとの労働や知識が社会にもたらした貢献を認めて評価し、また部落の文化的特性についての普及活動を行なうべきである。</p>	<p>23. パラ 84 (勧告：被差別集団の文化促進プログラム) 同和地区の低い経済水準、生活環境等の改善を通じて同和地区（部落）の人々に対する差別の問題を解決するため、政府は同和对策事業特別措置法、地域改善対策特別措置法、地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の特別三法を制定し、30年以上にわたって諸措置を積極的に推進してきた。 我々は、同和地区の人々の生活条件改善のためのインフラ整備を含め、同和地区の人々に対する差別の問題を解決するために政府と地方公共機関の双方が進めてきた長期的活動の結果、諸側面における格差は大きく縮小してきたと考えるものである。また、差別意識緩和のための教育・啓発も諸計画に基づいて推進されてきており、人々の間の差別意識が少なくなってきたのは確かであるとも考える。</p>	<p>【作成：BLL/BLHRRI】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 1969年の同和对策事業特別措置法制定以降の同和行政によって、環境改善面を中心に部落の実態は改善されてきている。また、この間の教育・啓発活動によって、部落に対する差別的な見方も改善されてきている。 2. しかしながら、2005年度に実施された鳥取県や大阪府等の自治体によって実施された県民や府民の意識の実態をみたとき、部落に対する否定的な見方は依然として深刻なものである。また、これまでの特別措置に基づく施策に対する「ねたみ差別」も強い。 参考資料：奥田均「忌避意識に支えられる差別意識～2005年大阪府人権問題意識調査より」月刊ヒューマンライツ 221、2006年8月号所収 3. こうした、部落に対する否定的な見方や「ねたみ差別」を克服するための積極的な教育・啓発が求められている。こ

		<p>克服するための積極的な教育・啓発が求められている。このために求められていることの一つは、日本の歴史の中で、部落の人びとが重要な産業（たとえば皮革や食肉関連産業など）を担い、文化（能や歌舞伎はその当時賤民と呼ばれた人びとがつくり出してきたものであったこと）を担ってきたこと、人権確立の面（例えば水平社宣言は日本の人権宣言であると評価されている）で積極的な貢献をしてきていることを学校教育や社会教育、メディア等で教えることである。</p> <p>4. 部落以外にも、アイヌ民族や沖縄・琉球民族など他の被差別集団の文化に関しても、日本政府が直接責任を負う形で、全国的にそれら文化や価値が教育されることはほとんどない。例えば、義務教育課程において、そうした多様な文化を学ぶプログラムは存在しない。</p>
<p>85. (アイヌ民族に対する先住民族としての権利の保障) 日本はアイヌ民族が先住民族であることを認めるべきである。国際法および国際基準に従って、先住民族が有する多くの具体的権利がアイヌ民族に対して認められなければならない。これに関連して、日本は先住民族および種族民に関するILO条約第169号(1989年)を批准することが奨励される。特別報告者はとりわけ、アイヌ民族が自分たちの伝統食を入手する権利を奪われているという事実に衝撃を受け、政府に対し、アイヌ民族がその生活領域において鮭を獲る自由を返還するよう促す。</p>	<p>24. パラ 85 (勧告: アイヌ民族に対する先住民族としての権利の保障) 日本政府は、アイヌの人々がアイヌ語や独自の風習・慣習といった特有の文化を発展させてきており、いわゆる「和人」到着前に北日本、とくに北海道に居住していたことを歴史的事実として認めている。 ILO第169号条約は、先住民族および種族民の社会的・文化的アイデンティティを尊重するよう定めたものである。同条約には、ILOの権限を超えて労働者保護以外の多くの規定が含まれており、また日本の法律に抵触する規定を依然として含んでいるため、日本が直ちに批准するにはあまりにも多くの困難があるととらえられている。 このような状況にあって日本政府は同条約を直ちに批准することができず、慎重に検討する必要性を認めているため、アイヌの人々が同条約に定義される「先住民族」にあたるかどうか、また同条約に定義される「先住民族」が日本に存在するかどうかを、日本政府として明確に表明できる現状にはない。</p>	<p>【作成：北海道ウタリ協会、レラの会（長谷川修、酒井美直）、市民外交センター（上村英明）】</p> <p>日本政府がアイヌ民族を先住民族と認めていないことは、この権利が依然否定されているという点、並びに1997年、二風谷ダム裁判で司法がアイヌ民族を国際人権規約B規約第27条の先住民族と認め結審している点などから、政府自らによる公的差別が継続していることに他ならない。日本政府は、今から20年前まで国連に対し、国内に少数民族はいないと表現し、「単一民族国家」であることを誇示してきた。1991年に日本政府は、アイヌ民族を「少数民族」とであると認め、1997年には「アイヌ文化振興法」を制定したが、アイヌ民族に対する「先住民族」の権利ばかりでなく、「少数民族」としての権利も一切認められていない。それに伴い、政府によるアイヌ民族の人権状況の把握が行われず、その生活環境・社会環境改善の取り組みも消極的である。</p> <p>アイヌ民族の古来からの土地・領土(land/territory)が日本の領土に組み入れられ、アイデンティティを否定された歴史的経緯が、日本の公的な教育制度の中で正確に教えられることはない。こうした歴史認識の欠如が、現代におけるアイヌ民族に対するさまざまな形態の差別の温床になっている。この点、ディエン氏のように現代的形態の差別を歴史的経緯から捉えることは不可欠であり、日本社会に欠けた重大な問題である。</p> <p>アイヌ民族の日本への併合プロセスが進む中で、強制同化政策が取られ、アイヌ語の否定、アイヌ民族固有の生活文化や伝</p>

		<p>統的生業の禁止などが行われた。また植民地化政策によって膨大な資源が持ち出され、アイヌ民族をめぐる自然環境も激変させられた。こうした政策によって、アイヌ民族は社会の底辺に追い込まれた。その苦難の歴史の結果、現在アイヌ語話者はほとんどが高齢者であり、アイヌ文化継承者も圧倒的に少ない。さらに、アイヌ本来の文化を継承し、発展させていくためには、奪われた土地や自然資源を利用する権利も欠かせない。アイヌ民族自身がアイヌ文化を取り戻し発展させる機会は、「アイヌ文化振興法」のみでは不十分である。</p> <p>アイヌ民族は、1987年以來、国連の人権関連会議に出席し、先住民族としての認知やILO第169号条約の批准を求めてきた。これに対し、日本政府は先住民族の定義が存在しないあるいは今回のように定義にあてはまるかどうか「明確に表明できる現状」にないと不誠実な態度を取って来た。これ自体がきわめて差別的な態度であり、パートナーシップのあり方として残念である。</p> <p>先住民族アイヌの問題は、北海道の地域問題として捉えられ、次第に各課題の要素ごとに分断され、矮小化されて来ている。道外に住むアイヌ民族は、北海道で行われている福祉対策や実態調査で対象外にされるなどしており、国や他の自治体の責任体勢の構築が求められる。</p>
<p>89. (朝鮮学校に対する差別的処遇の廃止) 日本政府は、朝鮮学校と他の外国人学校との間にある、人種差別とみなすことのできる処遇の違いを根絶するために必要なあらゆる手段を講じるべきである。特に朝鮮学校は、他のインターナショナル・スクールと同等に、また日本にコリアンが存在することの特別な歴史的状況を考慮すればなおさら、助成金その他の財政的援助を受け取れるようにされるべきであり、また朝鮮学校の卒業証明書が大学入学試験受験資格として認められるべきである。</p>	<p>25. パラ 89 (勧告：朝鮮学校に対する差別的処遇の廃止) 特別報告者は、「特に朝鮮学校は、ほかの外国人学校と同等に、また日本にコリアンが存在することの特別な歴史的状況を考慮すればなおさら、助成金その他の財政的援助を受け取れるようにされるべきであり、また朝鮮学校の卒業証明書が大学入学試験受験資格として認められるべきである」と述べている⁵。しかしこれは明確な事実誤認である。日本の大学入学試験受験資格は、この文書のパラ8で述べたように、朝鮮学校を他の外国人学校と区別しておらず、また差別的な取扱いもしていない。</p> <p>さらに、朝鮮学校への財政的援助については、一部朝鮮学校は都道府県知事から「各種学校」の認可を受けており、地方自治体の裁量によってこれらの学校に援助が与えられている例も存在する。</p> <p>⁵訳注：報告書の当該部分(パラ89)は、ディエン特別報告者によって2006年3月31日付けで出された正誤表(E/CN.4/2006/16/Add.2/Corr.1)により、「とくに朝鮮学校は、他のインターナショナル・スクールと同等に、また日本にコリアンが存在することの特別な歴史的状況を考慮すれば</p>	<p>【作成：在日本朝鮮人人権協会】</p> <p>大学入学資格については7段落に対する反論で述べた通りである。そもそも日本政府は、人種差別撤廃委員会が2001年に総括所見で指摘したように、外国籍の子どもたちを義務教育の対象としておらず、国際人権諸条約に明記されているすべての者の教育への権利を保障していない。外国籍の子どもたちは希望すれば日本の公立学校に入ることはできるが、日本語教育の機会は権利としては保障されていない。また、2004年子どもの権利委員会等が指摘しているように、マイノリティの子どもたちが自らのアイデンティティを確立する上で必要不可欠の、公立学校で自己の言語で教育を受ける可能性が極めて限られている。これらの問題により、特にニューカマーの子どもたちがかなりの割合で不学となり、一切の教育から放置される状況が生み出されている。</p> <p>他方、朝鮮学校をはじめとするすべての外国人学校は、正規の普通教育を行う学校として認められておらず、中央政府からは一切助成金を受けていない。各種学校として地方政府から認</p>

	<p>ばなおさら、助成金その他の財政的援助を受け取れるようにされるべきであり、また朝鮮学校の卒業証明書が大学入学試験受験資格として認められるべきである。」と修正されている。日本政府のコメントは、この修正に基づいていない。</p>	<p>可を受けている学校もあるが、各種学校は正規の学校ではない。また、地方自治体の裁量によって朝鮮学校等に財政援助がされている例もあるのは事実だが、公立学校への中央・地方府の援助の合計と比べると生徒一人当たり平均で20分の1程度しかない。2001年社会権規約委員会が勧告したように、マイノリティの学校が国のカリキュラムに従っている状況においては当該学校を正式に認可し、それによって、地方政府のみならず、国庫からの財政援助を得られるようにすべきである。</p>
<p>90. (在日コリアンの子どもに対する人種主義的暴力への対応) 政府は、コリアンの子どもたちに対する、人種主義的動機に基づく暴力行為をやめさせ、断固として制裁するための強力な予防措置および罰則措置をとるべきである。</p>	<p>26. パラ 90 (勧告：在日コリアンの子どもに対する人種主義的暴力への対応) 人種主義的動機に基づく暴力行為は刑法の処罰対象である。政府はこのような事件に対し、刑法その他の刑事法に基づいて適切な措置をとっており、事前防止のための教育的措置も実施している。 在日コリアンの子ども・生徒に対する暴力行為やいやがらせを防止するため、法務省人権擁護機関はこれらの暴力事件に関する情報を迅速に収集し、路上での差別の防止についての注意喚起、広報冊子の配布、在日コリアンの子ども・生徒が多く利用する通学路や公共交通機関におけるポスターの掲示により、積極的な意識啓発活動を実施した。政府は、人権侵害が疑われる事件についてひきつづき調査を行ない、適切な措置を実施するとともに、関係者間で人権尊重意識を高めるための努力を行なっていく所存である。</p>	<p>【作成：在日本朝鮮人権協会、MEHREC】 在日コリアンの子ども・生徒に対する暴力行為や嫌がらせ事件は、特に日朝間に問題が生じた際に繰り返し発生してきた。その都度当事者および関係者が再発防止を求めてきたが、嫌がらせは止むどころか蔓延している。今年7月の朝鮮民主主義人民共和国のミサイル発射実験、10月の核実験後にも日本各地で嫌がらせ事件が発生している。2006年10月9日から11月7日の1ヶ月足らずの間に52件もの嫌がらせ事件が発生しており、朝鮮学校への脅迫電話がかかってきたり、学校の校門が赤いペンキで塗られるなどの被害が出ている。(在日本朝鮮人教職員組合調べ、2006年11月7日)また、日本の学校に通う在日コリアンの子どもたちについても、学校内での嫌がらせなどに対する日本政府の防止策や啓発活動が不十分なため、非常に苦しい状況に置かれているが、そのことに対する認識も欠如している。日本政府が90段落で言及している予防措置・啓発活動は十分な効力を発揮しているとは言えず、その抜本的見直しが求められている。また、日本において人種差別、民族排斥行為そのものを罰する人種差別禁止法が制定されていないことによって、人種差別的動機に基づく暴力・暴言が単に刑法上の処罰対象として扱われている現状にも目を向けたい。これまで朝鮮学校の児童・生徒に対する嫌がらせ事件で逮捕または検挙したケースは、1994年に発生した電車内での女子生徒のチマ・チョゴリが切り裂かれた件と男子学生が殴打された件とがあるが、それぞれ「暴行罪及び器物毀損罪」、「傷害罪」であった。これはごく少数の例であり、ほとんどの嫌がらせ事件は刑法で対処できていない。人種差別禁止法の不在が、嫌がらせを繰り返させる要因となっていることは疑いようのない事実である。</p>
<p>91. (無年金在日コリアンの救済措置) 政府は、就労年齢時に存在した国籍条項により年金の給付を受けることができない70歳以上のコリアンに対する救済措置をと</p>	<p>27. パラ 91 (勧告：無年金在日コリアンの救済措置) 日本の国民年金制度は社会保険制度であり、拠出を行ない、定められた条件を満たした者に対して支給が行なわれる。したが</p>	<p>【作成：田中宏、MEHREC】 政府は、「(国民年金)制度への加入及び拠出を行っていない場合、支給は行わない」というが、在日コリアンの無年金は、</p>

<p>るべきである。</p>	<p>って、制度への加入および拠出を行っていない場合、支給は行なわれないのが原則である。</p> <p>また、外国人が年金を受け取れない場合に年金制度から何らかの支給を行なう特則を設けることもできない。その理由は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 難民の地位に関する条約（1982年締結）によって外国人が義務的に対象とされた場合について、同条約は、将来の社会保障について外国人に自国民と同等の待遇を与えるよう締約国に要請しているものの、批准前の出来事を考慮するようには求めている。 - 長期にわたって同制度に拠出してきた同年齢の日本人にとって公正を欠く。 <p>また、日本の厚生年金制度は1942年に設けられたので、外国人を含むあらゆる被用者を対象とし、平等な処遇を行なっている。</p>	<p>当初の国民年金法が「国籍要件」を有したため、加入も拠出もできなくて生じたものであり、彼らには何の責任もない。政府の反論は、この重要な事実に触れていない。</p> <p>1982年、日本の難民条約批准に伴う国内法改正で国民年金法の国籍要件が削除され、ようやく在日コリアンがその対象となった。しかし、その際、無年金者が生じないような経過措置がとられなかったため、一定年齢以上のものが制度的無年金者となったのである。</p> <p>政府は「長きにわたって拠出してきた同年齢の日本人にとって公正さを欠く」というが、まったく逆のことが起きていることを指摘しない。年金への加入が任意だった時代に未加入だったため無年金となった障害者を救済するために、2004年、特別立法が制定されたが、外国人の無年金障害者は又してもその対象外とされた。加入が任意だった時代に未加入のため無年金となった日本人障害者は救済されたのに、「国籍要件」のため加入できなくて無年金となった外国人障害者は救済の対象外とされた。これこそが「公正を欠く」ことではなからうか。</p> <p>さらに、政府文書に、「厚生年金制度は...外国人を含むあらゆる被用者を対象とし、平等な処遇を行なっている。」とあるが、在日コリアンは、厳しい就職差別のため、厚生年金を設けているような企業に就職することはできなかった。制度は存在したかもしれないが、実質上共済年金や厚生年金の対象者となるようなことはありえなかったことを認識すべきである。</p> <p>2000年に介護保険制度が施行された際、無年金の在日コリアン高齢者に対する配慮は全くなされず、一律に強制加入とされ、保険料を徴収されることとなった。また、保険料額を決める際、老齢福祉年金受給者が最低所得者として最低額に設定されているが、在日コリアン高齢者は老齢福祉年金の受給権すら与えられてないにもかかわらず、老齢福祉年金受給者よりも1つ高いランクの保険料額に設定されている。</p> <p>さらに、このことによって保険料未納期間が2年を経過したために、本来1割の負担でいいところを、実費全額を負担せざるを得なくなり、介護保険サービスを受けたくても受けられない高齢者も発生しており、早急かつ適切な対応が必要である。</p>
<p>92. (ウトロ在住在日コリアンの居住権保障) ウトロに住むコリアン住民の状況に関して、政府は、ウトロの住民と対話を始めるとともに、当該住民を強制立ち退きから保護し、かつ当該住民が住むところを失わないようにするための</p>	<p>28. パラ 92 (勧告：ウトロ在住在日コリアンの居住権保障) 財産および請求権に関わるあらゆる問題は、1965年の「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定」により、完全かつ最終的に解決済みで</p>	<p>【作成：ウトロを守る会】</p> <p>「最高裁が2000年11月に地権者有利の判決を言い渡した。政府は司法機関の判決を尊重しなければならない」と政府反論にあるが、既存の国内法の視野だけで結論を導いており、</p>

<p>措置を直ちにとるべきである。ウトロのコリアン住民が、植民地時代に日本の戦争遂行のための労働にかり出されてこの地に住まわされた事実を照らし、またそこに住むことを60年間認められてきたことを考慮し、政府は、これらの住民がこの土地に住み続ける権利を認めるための適切な措置をとるべきである。</p>	<p>ある。</p> <p>本件については、この文書のパラ7で述べたように、地権者が家屋の撤去と土地の明渡しを住民に対して請求し、最高裁が2000年11月に地権者有利の判決を言い渡したところである。政府は司法機関の判決を尊重しなければならない。</p> <p>政府は、本件は基本的に民事事件であり、住民と地権者との間で解決されるべきものと理解している。政府としては、本件が相互に納得のいく形で可能なかぎり早期に解決されることを期待するものであり、今後も注視していく所存である。</p> <p>また、ウトロに関わる報告と勧告は宇治市役所への訪問または直接の協議による調査を経ずに書かれた可能性が高く、したがって報告書には十分に正確ではない側面が含まれている場合がある。</p>	<p>国際人権法の国内的実施という核心問題が欠落している。2001年4月、国連・人種差別撤廃委員会は日本政府報告書に対する最終見解で、「憲法第98条が締結国によって批准された諸条約が国内法の一部である旨を規定しているにもかかわらず、本条約の規定が国内裁判所によってほとんど援用されないことについて、委員会は懸念をもって留意する」と述べた。同年8月、国連・社会権規約委員会は日本政府報告書に対する最終見解で、「社会権規約の規定の多くが憲法に反映されているにもかかわらず、締結国が国内法において規約の規定を満足していく方法で実施していないことを懸念する」と指摘し、司法判断を含めて条約内容を国内で十分に実施するように勧告した。現実には日本国内では国際人権基準に反する判決が繰り返されている。社会権規約委員会で取り上げられたウトロ判決はその典型例である。同委員会は「締結国が現在、ウトロ地区に住む韓国・朝鮮人の未解決の状況に関して、……日本社会のあらゆるマイノリティ集団に対し、……法律上および事実上の差別と闘うため、締結国が引き続き必要な措置をとるよう勧告する」と述べている。日本政府は人権条約上の国家の義務を誠実に履行すべきである。</p> <p>ちなみに、社会権規約11条1項「居住の権利」では、強制立ち退きは原則として規約に反し、締結国は「自ら強制退去を控え」なければならないと解釈されている。政府は住民がホームレスにされる最悪の事態を避けるため、まずは住民との対話を行い、事前の救済措置を実施すべきである。もし、判決が執行されて最悪の結果を招けば、人権条約に対する締結国の義務違反が問われ、国際人権機関や他の条約締結国から「人権上、さらなる懸念の対象である」との批判を免れないだろう。</p> <p>また、「ウトロに関わる報告と勧告は宇治市役所への訪問、調査を経ずに書かれた可能性が高く、したがって報告書には十分に正確ではない側面が含まれている場合がある」とあるが、彼の宇治市訪問が実現すれば、ウトロ問題にかかわる地方行政の問題点が歴史的経過を含めてより明確にされるであろう。政府は国連・社会権規約委員会から「差別と闘うための必要な措置」を勧告されているが、ウトロ住民に対して何らの救済策を行わず、宇治市は住民から要望されている実態調査すら未実施のままである。</p>
<p>94. (外国人差別の根絶 / 公共の場所へのアクセス保障) 政府は、日本において外国人が平等に扱われることを保障する</p>	<p>29. パラ 94 (勧告 : 外国人差別の根絶 / 公共の場所へのアクセス保障)</p>	<p>【作成 : MEHREC】 まず雇用について、日本政府は「人種、国籍を理由とする労</p>

適切な措置をとるべきである。政府は、雇用、社会保障、住居等の分野において、また外国人のすべての権利と自由（特に移動の自由、公共の場所にアクセスする自由、ならびに迫害を受けない権利および日本人よりも潜在的に危険であるとみなされない権利）の行使において、外国人を差別するようないかなる措置もとることのないようにするべきである。外国人が公共の場所にアクセスすることを露骨に拒むような状況は、民主主義国において全く受け入れられないものであり、許されるべきではない。

このパラグラフにおける記述は、政府が外国人を差別的に取扱っているという誤った印象を与えかねないものである。雇用分野においては、人種・国籍を理由とする労働条件や就職斡旋業における差別的取扱いは禁じられている。

社会保障制度については、締約国は外国人に対して国民と同一の制度を適用し、また必要な社会保障手当を保障するよう国際的に要請されているところである。したがって日本においては、制度の趣旨および要件に該当する外国人に対しては、日本国民と同一の社会保障制度を適用している。

住宅については、公営住宅法、住宅地区改良法、独立行政法人都市再生機構法、地方住宅供給公社法、住宅金融公庫法において、公営住宅の入居者の募集・資格・選抜について公正な手続と要件が定められているところである。

政府は公営住宅関係機関に対し、外国人登録法第4条第1項にしたがって居住自治体において住所と在留資格を登録している外国人については、日本国籍の住民と同じ入居申込み資格が適用されるべきことを通達してきた。実務上、外国人の取扱いは当該通達を十分に遵守して行なわれている。

民間の住宅については、政府は、人種・民族に基づいて入居者の選別を行なうなどの差別的行為を行なうことのないよう、日本賃貸住宅管理協会などの賃貸人団体を通じて賃貸人を指導している。

働条件や就職斡旋業における差別的取扱いは禁じられている」と主張しているが、現場において十分浸透しているとは思えない。特に、外国人研修生・実習生の受け入れが進む中で、「研修」に名を借りた苛酷な労働実態は深刻化しており、最低賃金以下の給料、不当な残業を強いられる事例が多数報告されている。

また、在留資格のない労働者の場合、経営者がそのことを悪用して不当解雇や差別的賃金格差といった労働基準法違反を行っていることも多い。さらに問題なのは、在留資格がないことが入国管理局に発覚するのを恐れ、被害に遭っていることを申告できないことである。また、就職活動の差別も根強い。大阪府教育委員会が1995年から98年にかけて、91年から94年の間に府立高校を卒業した外国籍生徒を対象に行った追跡調査（回答数は2024）によると、4年制大学に進学した外国籍生徒の31.4%が就職活動の際に「国籍や民族による差別を受けた」と答えている（『毎日新聞大阪版』2000年8月26日付）。加えて、公務員の任用においても、役所の管理職や消防士への登用に国籍条項を設けている自治体が多数存在しているほか、学校教員の採用でも外国籍の人は「教諭」ではなく「専任講師」扱いとなるなど、自国民中心主義が依然根強い。

社会保障についても、日本国民と外国人を同様に扱っているとは言い難い。例えば生活保護法では、外国人に対しては「準用」扱いとされ、異議申し立てができないことになっている。しかも、その対象範囲は「永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」の在留資格を持つ人に限られている。また、国民健康保険への加入についても、外国人登録をし、1年以上居住見込みのある人でないと対象とされない。これらの点から見ても、外国人への社会保障の適用には厳しい制限が存在していると言える。

住宅についても、入居差別は日常化し、大阪や尼崎の事例では訴訟も提起されている。また、外国人は保証人を2人つけなければいけない、保証人は日本人でなければならないなどの規定を設けている不動産仲介業者もある。さらに、外国人に対する入店拒否の問題も深刻である。1998年6月には浜松市の宝石店でブラジル人女性ジャーナリストが、1999年9月および2000年10月には、小樽市の入浴施設で外国籍住民と日本国籍を取得した米国出身男性が、そして2004年9月には、大阪府大東市の眼鏡店でアフリカ系アメリカ人男性がそれぞれ入店拒否に遭っている。これらの事件は裁判が提起されたことで広く知

		<p>られるようになったが、実際には泣き寝入りを強いられている場合が相当数に上ると考えられる。</p> <p>以上のように、外国人に対する差別的取扱いは日々陰湿化し、その上（国際結婚と外国人住民の増加に伴い）人種的理由によるものがますます表面化し、解消には程遠いのが現状である。</p>
<p>95. (文化を通じた外国人に対する偏見との闘い)</p> <p>政府はまた、文化を通じて、特に他者の文化の奥深さに関する知識を促進することを通じて、外国人に対する偏見と闘う措置をとるべきである。このことは、大規模な文化間・宗教間対話プログラムの推進、外国文化フェスティバルの開催、アフリカ、アラブ、ヨーロッパその他の国々についての活動的な文化センターの創設、および、とくに新しい移住者たちの出身国における日本文化センターの設置推進により、最も効果的に達成することができる。このような文化センターにおいては、他者の文化と歴史を知り、理解し、かつ評価することによって、偏見との闘いが進められるのである。</p>	<p>30. パラ 95 (勧告：文化を通じた外国人差別との闘い)</p> <p>第1に、文明間・文化間の対話は日本の文化外交における優先課題のひとつである。日本政府は文化の違いの克服のために種々の取り組みを行なっており、外国文化を受け入れ、他の文化を相互に尊重しながら伝統的価値観を維持する面での日本の経験を紹介してきた。</p> <p>日本政府が主催・後援した関連事業としては次のようなものがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 世界文明フォーラム 2005 - 国際文化フォーラム - 中東文化交流・対話ミッション - 日本・アラブ対話フォーラム - 文明間の対話：イスラム世界と日本 <p>第2に、文化交流の推進においては相互理解がもっとも重要な要素のひとつであるので、日本政府は、外国文化を日本社会に紹介するさまざまなイベントを主催してきた。そのいくつかの例としては次のようなものがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 中東文化・社会講座 - アジア文化・社会講座 - アフリカンフェスタ - ヨーロッパ秋まつり in 日比谷 <p>第3に、日本政府の数多くの海外施設に設けられた日本文化広報センターや日本財団海外事務所が、日本の文化・社会・歴史に関する理解推進に積極的に取り組んでいる。</p> <p>日本は外国人に対する偏見に対応するさまざまな文化的取り組みを行なっており、文化間コミュニケーションはひきつづき日本の文化外交の優先課題のひとつである。</p>	<p>【作成：コリア NGO センター】</p> <p>日本政府は反論書の中で、文明間・文化間対話、外国文化の紹介、日本文化の発信という三つの分野についての言及をおこなっている。これらを一定評価しつつも、ディエン報告で最も重要な観点は、「他者の文化の奥深さに関する知識を促進することを通じて、外国人に対する偏見と闘う措置をとる」ことであり、そのためにもディエン報告の勧告 84 段落で指摘されている、被差別集団の文化促進プログラムを充実させることが必要である。特に公教育機関におけるマイノリティの児童・生徒に対する言語・文化・歴史教育の保障は重要である。日本に居住するマイノリティの多くは日本の公立学校に通っているが、そこではあくまで「日本国民としての教育」が行われているため、自らのアイデンティティの喪失状態におかれている場合が大多数である。同時に、そうしたマイノリティに対するまなざしが欠落した教育現場で、日本人児童・生徒と外国人児童・生徒の深い相互理解を促進することは極めて困難なことである。したがって、公教育機関におけるマイノリティ教育を充実させることによって、より深い相互理解を促進するためのプログラムを実施しなければならない。同時に、すでに各地でさまざまなマイノリティ集団が自ら、自立的に文化活動を行っており、こうした文化活動を政府として積極的に支援する措置をとり、同時に地域のマイノリティと日本人の交流促進のための措置をとることも、上記と同様の観点から極めて重要だといえる。また文化を通じた差別との闘いにおいて、マイノリティの現状を広く、正しく伝えるためのメディアの役割も極めて大きい。しかし政府はこうした差別と闘うためのメディア戦略をまったく持たず、またマイノリティ集団との協力もとられていない。</p>

ディエン報告書は、同報告書の正誤表 (E/CN.4/2006/16/Add.2/Corr.1) にもとづく修正が反映されたものを掲載しています。

ディエン報告書の訳注は省略してあります。ディエン報告書日本語訳 (<http://www.imadr.org/japan> よりダウンロードできます) をご参照ください。

日本政府「反論文書」の訳注ならびに各パラグラフ番号の後の () 内小見出しは、IMADR-JC 事務局によります。

NGO コメントについて、全体とサマリー部分があるものは、サマリー部分のみ掲載しています。